

第2期 和光市スポーツ推進計画

(令和5年度～令和9年度)



令和5年3月
和光市教育委員会

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	4
4 計画における「スポーツ」の概念	5
5 計画における対象区分	5
6 スポーツをめぐる現状	6
第2章 和光市における現状と課題	13
1 和光市を取り巻く環境	15
2 スポーツ・レクリエーション活動に関する市民意識調査結果	21
3 現計画の評価	36
4 今後の計画における課題	41
第3章 計画の基本理念・基本方針	45
1 計画の基本的な考え方	47
2 施策の体系	48
3 基本方針	49
第4章 施策の展開	51
基本方針1 誰もがスポーツを楽しめる環境の充実	53
基本方針2 スポーツによる社会課題の解決	58
基本方針3 スポーツを通じた地域活動の充実	62
4 成果指標	64
第5章 計画の推進	65
1 計画の推進体制	67
2 計画の進行管理	68

第1章 計画の概要



1 計画策定の趣旨

スポーツは多くの人々に親しまれ、精神面では、スポーツによって得られる達成感や仲間との連帯感などをもたらし、身体面では、体力の向上や生活習慣病の改善が期待され、心身両面にわたる向上をもたらします。

国では、平成23年に制定したスポーツ基本法において、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利であるとし、スポーツは、青少年の健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、更に我が国の国際的地位の向上など、国民生活において多岐にわたる役割を担うものとしています。

さらに、平成24年3月には、スポーツに関する施策の基本的な計画として「スポーツ基本計画」を策定し、計画期間の満了に伴い、平成29年3月には「第2期スポーツ基本計画」を策定し、スポーツ施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

令和4年3月には、第2期スポーツ基本計画の計画期間終了にともない、東京オリンピック・パラリンピックのレガシーの継承・発展に向けた重点的に取り組むべき施策を示すとともに、『①スポーツを「つくる／はぐくむ」、②「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる、③スポーツに「誰もがアクセス」できる』の「新たな3つの視点」を支える具体的な施策を示した「第3期スポーツ基本計画」を策定しました。

埼玉県でも、平成30年3月に策定した「埼玉県スポーツ推進計画（第2期）」において、『スポーツがつくる 活力ある埼玉』を基本理念に掲げ、「県民の誰もが、各々の関心や適性等に応じて、生涯にわたって自発的かつ日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、そしてスポーツを支える活動に参画することのできる機会を確保する」ことを目指してきました。令和5年3月には、これまでの計画による成果と課題を検証し、スポーツを取り巻く状況や基本的な考え方を踏まえ、「スポーツがはぐくむ 輝く埼玉」を目指す、新たな「第3期埼玉県スポーツ推進計画」（令和5～9年度）が策定されました。

本市でも、平成25年に「スポーツを通じて健康で生きがいのある人生を実現するために」を基本理念とした「和光市スポーツ推進計画」を策定し、スポーツを「する」機会だけでなく、「観る」、「支える」機会を提供するとともに、スポーツの場づくりを通して、市民の誰もがスポーツに親しめる環境整備に取り組んできました。

今後、少子高齢化の進行や、国が示す「新しい生活様式※」でのスポーツのあり方についての対応などを踏まえ、スポーツ奨励や健康増進、病気の予防に関する取組などに、より一層力を入れていくことが必要とされています。

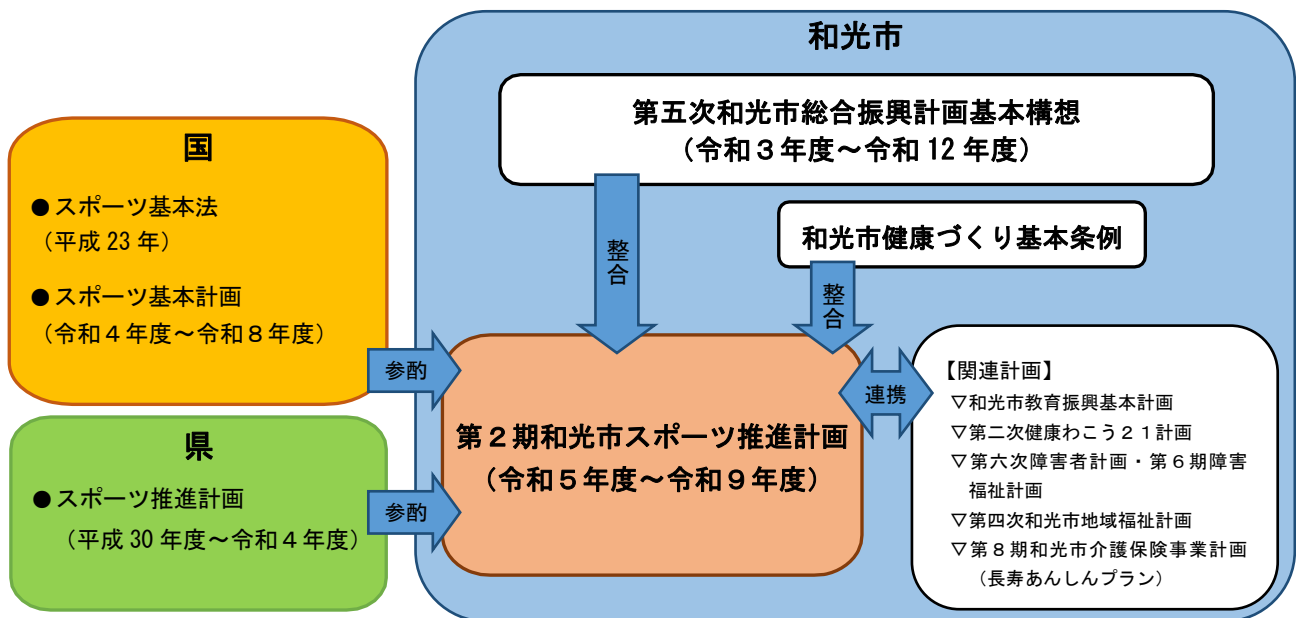
こうした、国や県の考え方、さらには、社会情勢の変化を踏まえ、本市においても、より一層のスポーツ振興、さらには、スポーツを通じた市民の健康増進の取組を推進することを目的として令和5年度を初年度とする「第2期和光市スポーツ推進計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

※新型コロナウイルス感染症が長期間にわたり感染拡大するのを防止するために、厚生労働省が公表した行動指針。基本的な感染対策として「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」の実践を推奨している。

2 計画の位置付け

本計画は、市民がそれぞれのライフステージや興味・関心・適性等に応じて、誰もが生涯にわたってスポーツに親しむとともに、スポーツを楽しみ、健康で活力ある社会を実現するため、また、スポーツを通じて地域の活性化を図り、以て、地域課題の解決につなげる基本的な方向性を示すもので、スポーツ基本法第9条に基づいて国が策定した『スポーツ基本計画』を参考としつつ、同法第10条に基づく地方スポーツ推進計画として位置付けられるものです。また、計画の策定にあたっては、本市のまちづくりの基本的な方向性を示した『第五次和光市総合振興計画基本構想』をはじめ、健康・福祉、教育、産業振興などの各分野の関連計画との連携も含めて、広い意味での本市のまちづくりにスポーツの推進を通じて寄与する計画として策定するものです。

【第2期和光市スポーツ推進計画の位置づけ】



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

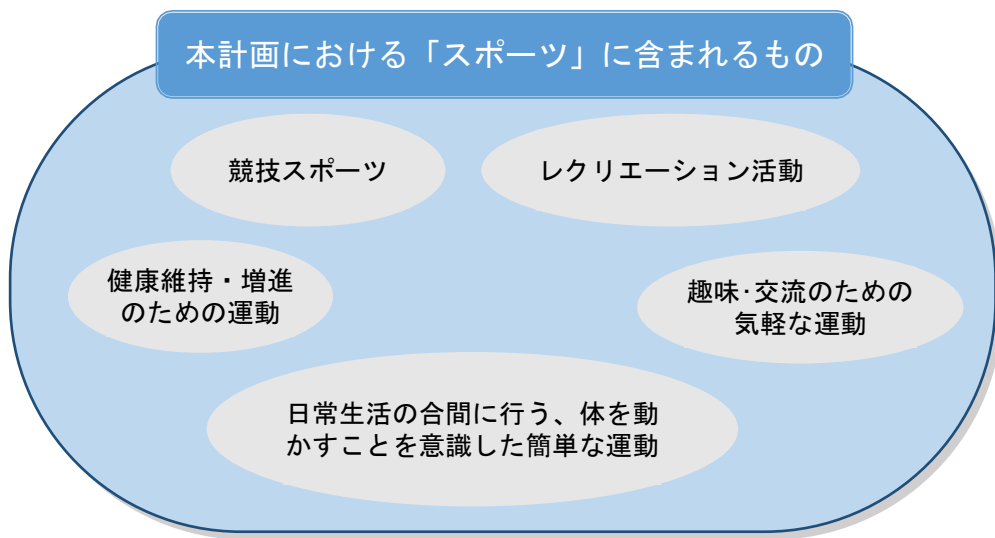
ただし、国内外の動向や社会情勢の変化に応じて、適切な施策の推進を図る必要が生じた場合は、計画期間内においても見直しを行うものとします。

平成 24年度 (2012年)	25年度 (2013年)	26年度 (2014年)	27年度 (2015年)	28年度 (2016年)	29年度 (2017年)	30年度 (2018年)	31年度 (2019年)	令和 2年度 (2020年)	3年度 (2021年)	4年度 (2022年)	5年度 (2023年)	6年度 (2024年)	7年度 (2025年)	8年度 (2026年)	9年度 (2027年)	
国：第1期スポーツ基本計画					国：第2期スポーツ基本計画					国：第3期スポーツ基本計画						
		県：第1期スポーツ推進計画				県：第2期スポーツ推進計画				県：第3期スポーツ推進計画						
			和光市スポーツ推進計画				(平成30年3月改訂)					延長		本計画(令和5年～9年度)		
										第五次和光市総合振興計画基本構想						

4 計画における「スポーツ」の概念

スポーツ基本法では、スポーツを「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人または集団で行われる運動競技その他身体活動」としています。

この考え方を踏まえ、本計画では、競技スポーツをはじめ、体力づくりや健康の維持・増進のために計画的・意図的に実施する運動のほか、趣味や交流のための気軽な運動やレクリエーション活動、体を動かすことを意識した通勤・通学や仕事・家事等の日常生活の合間に行う簡単な運動など（身体活動）も「スポーツ」として幅広く捉えることとします。



5 計画における対象区分

和光市スポーツ推進計画（改訂版）（以下、「現計画」という。）では、ライフスタイルが大きく変わる時期として4つの対象に区分し、それぞれの現状・課題に対して施策を実施しています。

本計画でも、同様に4つの対象に区分し、それぞれの現状・課題に対する施策を実施することとします。

0～6歳 (乳幼児期)	心身の発達を促すことを主な目的とする時期	7～15歳 (小・中学生期)	みんな(個人を含む)でスポーツを行う楽しさを知ることを主な目的とする時期
15～60歳 (中間年齢層期)	スポーツを通じて友人・地域・家族間のコミュニケーションの向上を図り、また、体力面の向上、ストレス解消することを主な目的とする時期	概ね60歳以上 (退職後・高齢期)	スポーツを通じて友人・地域・家族間のコミュニケーションを高め、また、体力面の維持、向上、ストレス解消することを主な目的とする時期

6 スポーツをめぐる現状

1 国の動向

① スポーツ基本法

スポーツ基本法では、これまでの「スポーツ振興法」（昭和36年制定）を全面改定する中で、基本的人権として「国民が自主的にスポーツを行う権利であり、あらゆる場面においてスポーツを行う権利の確保が図られる必要がある」とするスポーツ権を確立しました。（平成23年6月公布、同年8月施行）

② スポーツ庁の設置

平成27年10月には文部科学省の外局として、国のスポーツ振興その他のスポーツに関する施策の総合的な推進を目的としてスポーツ庁が創設されました。

③ スポーツ基本計画

スポーツ基本法第9条に基づき、今後10年間の基本方針及び今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を設定した「スポーツ基本計画」（平成24年3月）が策定されました。

その後、平成29年3月には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）の開催を含む5年間の日本のスポーツの重要な指針を示した「第2期スポーツ基本計画」が策定されました。

■ 第2期スポーツ基本計画の概要

中長期的な スポーツ政策の 基本方針	1 スポーツで「人生」が変わる！ 2 スポーツで「社会」を変える！ 3 スポーツで「世界」とつながる！ 4 スポーツで「未来」を創る！
今後5年間に総合的 かつ計画的に取り組む 施策	1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、 そのための人材育成・場の充実 2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現 3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備 4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

現在は、今後のスポーツのあり方を見据え、令和4年度から令和8年度までの5年間で国等が取り組むべき施策や目標等を定めた、新たな「第3期スポーツ基本計画（令和4年3月）」が策定されています。

■ 第3期スポーツ基本計画の概要

○東京2020大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に寄与する重点施策を提示	
・持続可能な国際競技力の向上	・大規模大会の運営ノウハウの継承
・共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進	
・地方創生・まちづくり	・スポーツを通じた国際交流・協力
・スポーツに関わる者の心身の安全・安心確保	
○スポーツの価値を高めるための「新たな3つの視点」と具体的な施策を提示	
①スポーツを「つくる／はぐくむ」	
②「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる	
③スポーツに「誰もがアクセス」できる	
○今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策を提示	
①多様な主体におけるスポーツの機会創出	②スポーツ界におけるDXの推進
③国際競技力の向上	④スポーツの国際交流・協力
⑤スポーツによる健康増進	⑥スポーツの成長産業化
⑦スポーツによる地方創生、まちづくり	⑧スポーツを通じた共生社会の実現
⑨スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化	⑩スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材
⑪スポーツを実施する者の安全・安心の確保	⑫スポーツ・インテグリティの確保

2 県の動向

① 埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例

埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例は、スポーツ（運動競技及びレクリエーションその他の目的で行う身体の運動をいう）が健康の維持増進、高齢者等の介護予防、青少年の健全育成、地域の連帯感の醸成等に大きく寄与することを踏まえ、スポーツ振興のまちづくりに関する施策を総合的に実施することで、県民の健康及び福祉の増進につなげることを目的に、平成18年12月に制定されました。

② 埼玉県が行うスポーツ施設の整備及び充実等に関する指針

「埼玉県が行うスポーツ施設の整備及び充実等に関する指針」では、「埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例」に基づき、県民がいつでも気軽にスポーツに親しむことができるよう、県が行うスポーツ施設の整備及び充実のための具体的方策を定めるとともに、県と市町村、県民及び民間事業者との協力の下に施策の推進に努めるべきとしています。

③ 埼玉県スポーツ推進計画

「スポーツを通じた元気な埼玉づくり」を基本理念として、県民がいつでも、どこでも、いつまでもスポーツに取り組める環境づくりを推進するため、平成25年1月に「埼玉県スポーツ推進計画」が策定されました。

平成30年3月には、「スポーツがつくる 活力ある埼玉」を基本理念として、3つの基本目標と今後5年間に取り組む施策を定めた「埼玉県スポーツ推進計画（第2期）」が策定されました。

■ 埼玉県スポーツ推進計画（第2期）の概要

基本目標	1 県民誰もがスポーツを楽しむ元気な埼玉 2 スポーツの力で築く魅力あふれる埼玉 3 世界を目指して飛躍するスポーツ王国埼玉
今後5年間に取り組む施策	1 スポーツ参画人口の拡大…「する」「みる」「ささえる」スポーツ文化の醸成 2 子供のスポーツ活動の充実…生涯にわたり、スポーツに親しむ心を育てる 3 スポーツを通じた地域の活性化…スポーツを元気で魅力ある埼玉づくりの推進力に！ 4 世界に羽ばたくトップアスリートの輩出…スポーツ王国埼玉をささえるアスリートへの積極的支援

令和5年3月には、これまでの計画による成果と課題を検証し、スポーツを取り巻く状況や基本的な考え方を踏まえ、「スポーツがはぐくむ 輝く埼玉」を目指す新たな「第3期埼玉県スポーツ推進計画」（令和5～9年度）が策定されました。

■ 第3期埼玉県スポーツ推進計画（令和5年3月策定）の概要

基本理念	スポーツがはぐくむ 輝く埼玉
目標1：多彩なスポーツの機会創出 ～県民一人一人がスポーツの価値を享受～	施策1…スポーツをささえる基盤づくり 施策2…スポーツを楽しむことができる多様な機会の創出
目標2：すべての県民にスポーツを ～誰もが生涯に渡る充実したスポーツライフを～	施策3…子供・若者のスポーツ活動の充実 施策4…スポーツ実施率の低い女性、働く世代・子育て世代のスポーツ機会の充実 施策5…障害者のスポーツ機会の充実 施策6…スポーツを通じた高齢者の健康増進・生きがいづくり
目標3：県民に夢と希望を与える埼玉 トップアスリートの輩出 ～スポーツ先進県埼玉の更なる発展への支援～	施策7…スポーツ科学によるアスリート（パラアスリート含む）競技力向上 施策8…スポーツ・インテグリティ及び安全・安心の確保
目標4：社会におけるスポーツの力の発揮 ～スポーツを通じた絆の強い活力のある社会の実現～	施策9…スポーツによる共生社会の実現 施策10…スポーツを通じた地域の活性化

3 現在の社会情勢

① 少子高齢化社会の進行

我が国でも、全国的に少子高齢化が進んでおり、一層の長寿社会を迎えることが予測されています。

また、超高齢社会の到来により、生活習慣病や医療費負担が増加し、今後の大きな社会問題の一つとして取りあげられています。

そうした中、高齢者が健康で豊かな生活を送るためには、スポーツにより意識的に体を動かすことで健康寿命を延ばし、豊かな人生経験を生かした地域社会での活躍の場づくりや地域や世代間の交流を伴う生きがいづくりが必要となります。

②新しいスポーツの広がり

社会・生活上で新しい技術や道具が開発されるごとに、余暇において、その技術・道具を用いた競技やレクリエーションが誕生してきています。

他にも、世界各地で民俗的に伝わってきたものでも、ルールが易しく年齢や体力にかかわらず誰もが挑戦しやすいスポーツがニュースポーツとして日本でも注目を集めてきています。

このような背景を踏まえ、国では、誰もが、各々の年代や関心・適正等に応じて日常的にスポーツに親しむことのできる機会を創出するために、「スポーツ」の概念を伝統的な競技種目以外にも広げて「スポーツ」に対する心理的ハードルを下げるとともに、官民連携による個人の行動変容を促す新たなスポーツのスタイル等を開発し、スポーツ実施人口の拡大を図る取組を進めています。

③東京 2020 大会の開催

新型コロナウイルス感染症の影響下にあつて、様々なスポーツが中止・延期等を余儀なくされ、スポーツに親しむ機会が失われていく中、国ではガイドラインを策定するなどして感染症対策を徹底し、無観客開催や入場者数制限、あるいはデジタルを活用した新しい観戦方法の導入といった様々な創意工夫を凝らしながら、スポーツを通じて人々や社会を勇気づける取組、日常を取り戻す取組を継続してきました。その結果、令和3年夏に、原則、無観客での実施とはなりましたが、1年延期された東京2020大会が「スポーツを通じて心と身体を鍛え、世界の国々の人々と交流し、平和な社会を築くこと」を目的に開催され、世界中から集まったトップアスリートにより繰り広げられた数々の熱戦の様子が、国内外の多くの人々に届けられました。

今後は、大会に向けたハード・ソフト両面に渡る多面的な取組により創出された社会資本・経済的恩恵・文化的財（レガシー）をどのように活用するかが課題となることから、東京都では、レガシーをどうスポーツ振興に活かし、都市の中で根付かせていくか、その姿を示すための「TOKYO スポーツレガシービジョン」を令和4年1月にとりまとめ、成熟した都市として新たな進化を遂げるための取組を進めています。

④SDGsへの役割

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、平成27年の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指すために17のゴール（目標）と169のターゲットから構成された世界共通の開発目標のことです。

国でも、SDGsの達成に向けてスポーツで貢献していくことを働きかけており、スポーツの持つ人々を集める力や人々を巻き込む力を使って、SDGsの認知度向上、ひいては、社会におけるスポーツの価値の更なる向上に取り組んでいます。

⑤新型コロナウイルス感染症への対応

令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、全国的にスポーツ施設の利用制限、学校運動部活動やスポーツ大会・イベントの延期・中止などの措置が取られ、感染拡大防止対策による外出自粛などもあり、運動不足による身体的、精神的な健康被害が生じています。

そのため、国が示した「新しい生活様式」を実践し、中長期に渡り感染症対策と向き合う中でも、健康の保持・増進だけでなく、ストレス解消、自己免疫力を高めてウイルス性感染症を予防するためにも、意識的に運動・スポーツに取り組むことが重要です。

■安全・安心に運動・スポーツに取り組むポイント、手軽な運動事例

◇テレワークで座位時間が増えた方向け

With コロナ時代に運動不足による健康二次被害を予防するために
テレワークで座位時間が増えた方向け

テレワークで座っている時間が長くないですか？

座りすぎは心と体に悪影響です！
1日に11時間以上座っている人は、
1時間座っている人と比べ死亡リスクが
40%増加するといわれています。

こんな人は要注意
✓ テレワークで一日中座りっぱなし
✓ 動きまわらずで運動・ストレッチをしない
✓ 運動不足が原因で腰痛などの症状
✓ 運動不足で体調不良になりやすくなる

適切な運動・スポーツは...
1. 自宅や近所などで行える
2. 運動不足が解消される
3. 運動不足が解消される

感染をしっかりと予防しながら、体を動かそう！

1. 運動不足を解消する
2. 運動不足を解消する
3. 運動不足を解消する

Step1. 片足ずつで歩くことを意識
Step2. ストレッチングや軽い体操
Step3. ウォーキング・ジョギングなど

1日15分、週3回以上、15分程度の運動を続けることが大切です。
ウォーキングやジョギングなど、歩く・走るの運動がおすすめです。
また、30分程度歩く・走るの運動を続けることがおすすめです。

毎日、少しずつ体を動かす習慣を続けていきましょう。

◇お子さんを持つご家族向け

With コロナ時代に運動不足による健康二次被害を予防するために
お子さんを持つご家族向け

最近お子さんは元気ですか？

✓ 運動不足で体調不良の症状がある
✓ 運動不足で体調不良の症状がある
✓ 運動不足で体調不良の症状がある

こんな人は要注意
✓ 運動不足で体調不良の症状がある
✓ 運動不足で体調不良の症状がある
✓ 運動不足で体調不良の症状がある

適切な運動・スポーツは...
1. 自宅や近所などで行える
2. 運動不足が解消される
3. 運動不足が解消される

感染をしっかりと予防しながら、体を動かそう！

1. 運動不足を解消する
2. 運動不足を解消する
3. 運動不足を解消する

Step1. 片足ずつで歩くことを意識
Step2. ストレッチングや軽い体操
Step3. ウォーキング・ジョギングなど

1日15分、週3回以上、15分程度の運動を続けることが大切です。
ウォーキングやジョギングなど、歩く・走るの運動がおすすめです。
また、30分程度歩く・走るの運動を続けることがおすすめです。

毎日、少しずつ体を動かす習慣を続けていきましょう。

◇高齢の方へ向け

With コロナ時代に運動不足による健康二次被害を予防するために
高齢の方へ向け

最近、こんな事ありませんか？

こんな人は要注意
✓ 運動不足で体調不良の症状がある
✓ 運動不足で体調不良の症状がある
✓ 運動不足で体調不良の症状がある

適切な運動・スポーツは...
1. 自宅や近所などで行える
2. 運動不足が解消される
3. 運動不足が解消される

感染をしっかりと予防しながら、体を動かそう！

1. 運動不足を解消する
2. 運動不足を解消する
3. 運動不足を解消する

Step1. 片足ずつで歩くことを意識
Step2. ストレッチングや軽い体操
Step3. ウォーキング・ジョギングなど

1日15分、週3回以上、15分程度の運動を続けることが大切です。
ウォーキングやジョギングなど、歩く・走るの運動がおすすめです。
また、30分程度歩く・走るの運動を続けることがおすすめです。

毎日、少しずつ体を動かす習慣を続けていきましょう。

出典：スポーツ庁「ターゲット別 運動・スポーツの実施啓発リーフレット」

⑥運動部活動の地域移行

これまで、学校における運動部活動は、教員による休日も含めた指導や大会への引率、運営への参画など、長時間勤務の要因ともなる献身的な勤務の下、成り立ってきていました。また、教員にとって、経験のない種目における慣れない指導が多大な負担になる一方、生徒にとっては望ましい指導を受けられない事象が生じていました。

そのため、国では、令和2年9月に学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の第一歩として、令和5年度以降に休日の部活動を段階的に地域に移行していく具体的な方策とスケジュールを示しました。

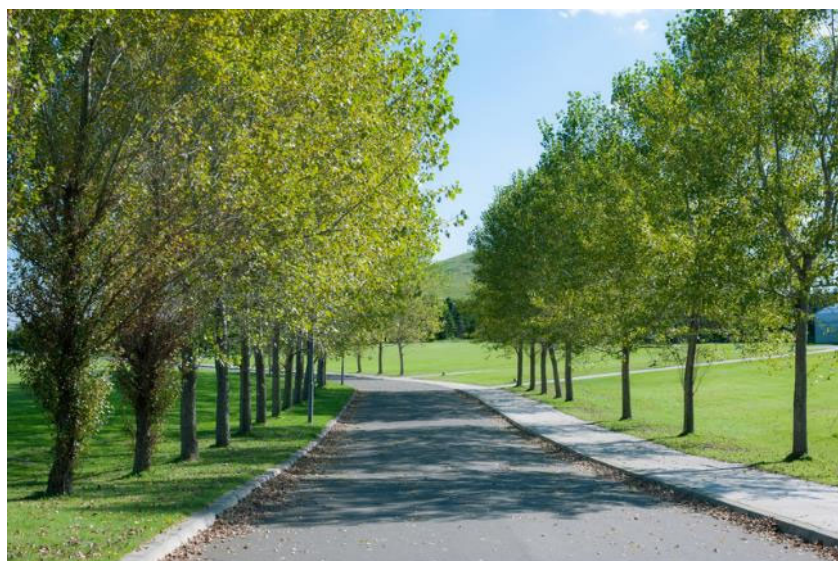
続いて、令和3年10月には、令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行を着実に実施するなど、運動部活動改革を推進する具体的な方策等を検討するための「運動部活動の地域移行に関する検討会議」を設置して、運動部活動を取り巻く現状と改革の方向性を整理し、地域移行を円滑に進めていく上で解決すべき様々な課題とその改善に向けた方策を検討してきました。

令和4年6月には、中学校の部活動を地域のスポーツクラブや民間団体などに移すための対応策をまとめた提言が提出され、近年少子化が進行する中、将来にわたり子供たちがスポーツに継続して親しむ機会の確保に向け、①まずは休日の運動部活動について、令和5年度から7年度末までの3年間を目途に地域移行することが基本とされるとともに、②多様なスポーツ団体等が実施主体として想定されること、多様な財源の確保、指導者や施設の確保、大会の在り方の見直しなど、多岐にわたる課題への対応策が整理されました。

一方で、部活動の地域移行には、指導に対する正当な報酬が必要となり、それにより受益者負担が増加することで部活動に参加できない生徒が生じることが懸念されるため、国では、受益者負担の観点から生徒の保護者の負担の軽減や、地方自治体の援助等を講ずることが適切であるとしつつ、国による支援方策についても検討するとの考えを示し、議論が進められています。



第2章 和光市における現状と課題



1 和光市を取り巻く環境

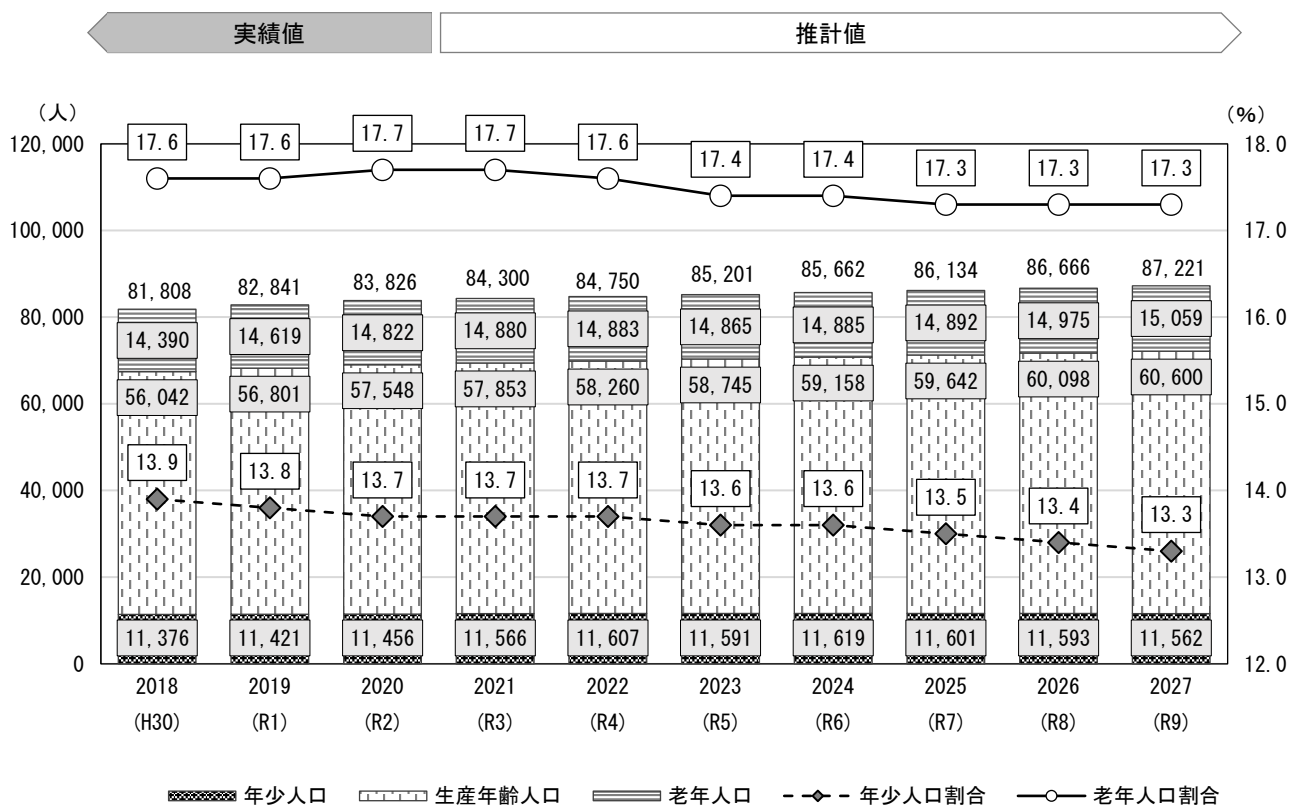
(1) 人口

本市の人口は、近年、増加が続いており、令和2年に83,826人となり、その後も増加していくことが予測されています。

年齢3区分別に人口とその割合を見ると、年少人口（0～14歳）は令和7年以降に減少に転じると予測されていますが、年少人口割合は、平成30年以降減少傾向が続いています。

一方、老年人口（65歳以上）は微増を続けていますが、老年人口割合は、令和3年をピークに減少に転じると予測されています。

■年齢3区分別 人口・割合の推移



出典：令和2年度 第5回和光市総合振興計画審議会
資料2-1 和光市人口推計（再推計）

(2) 市民の健康状況

① 子どもの体力

子どもの体力・運動能力は、平成28(2016)年から現在まで、全国的に低下傾向が続いています。

和光市における令和3(2021)年の体力測定の結果を国と比較すると、小学5年生の握力を除く他の項目は上回っており、埼玉県と比較しても、小学5年生の握力及び中学2年生のボール投げや持久走を除いて、他の項目は上回っています。

また、和光市の体力測定の結果を、令和3(2021)年と平成28(2016)年とで比較すると、中学2年生では男女の持久走、女子の反復横跳びを除いて上回っていますが、小学5年生では、男子の反復横跳びを除いて下回っています。

■小学5年生・中学2年生の体力テストの結果（平成28年/令和3年）

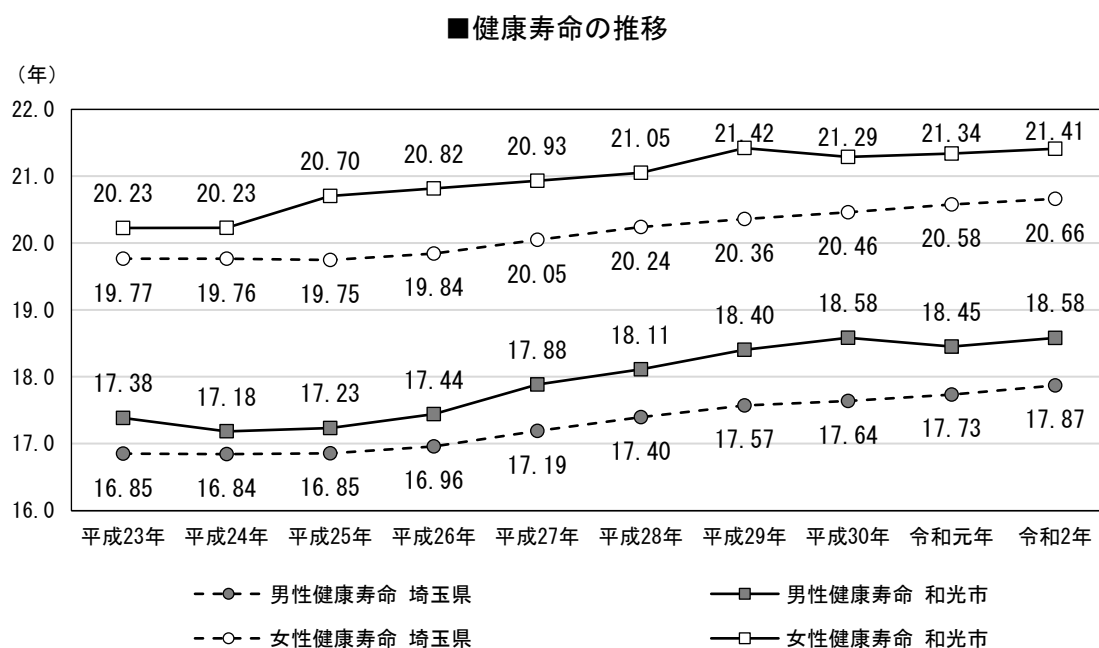
		握力(kg)		反復横跳び(点)		50m走(秒)		ボール投げ(m)		持久走(秒)	
		H28	R3	H28	R3	H28	R3	H28	R3	H28	R3
【全国】	小5男子	16.47	16.22	41.97	40.36	9.63	9.45	22.41	20.58	—	—
	小5女子	16.13	16.09	40.06	38.73	9.83	9.64	13.87	13.30	—	—
	中2男子	28.90	28.78	51.90	51.17	8.03	8.01	20.54	20.24	392.59	407.22
	中2女子	23.72	23.38	46.59	46.25	8.83	8.88	12.78	12.64	289.34	298.34
【埼玉県】	小5男子	16.50	16.19	44.01	40.72	9.29	9.35	21.36	19.75	—	—
	小5女子	16.38	16.28	42.23	40.63	9.50	9.54	13.75	13.26	—	—
	中2男子	29.25	29.17	52.81	52.05	7.93	7.88	21.16	20.87	374.45	391.45
	中2女子	24.56	24.16	47.67	47.21	8.62	8.69	13.53	13.47	274.58	285.33
【和光市】	小5男子	16.11	15.98	43.27	43.42	9.24	9.25	21.00	20.95	—	—
	小5女子	16.17	16.05	42.11	41.33	9.41	9.51	14.15	13.49	—	—
	中2男子	28.67	33.70	53.33	53.95	7.99	7.73	20.64	21.72	380.80	387.03
	中2女子	24.28	26.56	48.82	47.53	8.69	8.61	13.06	13.36	276.13	289.94

出典：全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果



② 健康寿命

和光市の65歳健康寿命※（年）をみると、男女とも埼玉県を上回りつつ、年々増加を続けてきましたが、男性では平成30（2018）年以降、女性では平成29（2017）年以降、横ばいでの推移に変化してきており、健康寿命の伸びが鈍化してきています。



出典：埼玉県「統計からみた埼玉縣市町村のすがた」

埼玉県「埼玉県 2021 年度 地域別健康情報」（令和2年のみ）

※65歳に達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間（介護保険制度の「要介護2以上」になるまでの期間。）



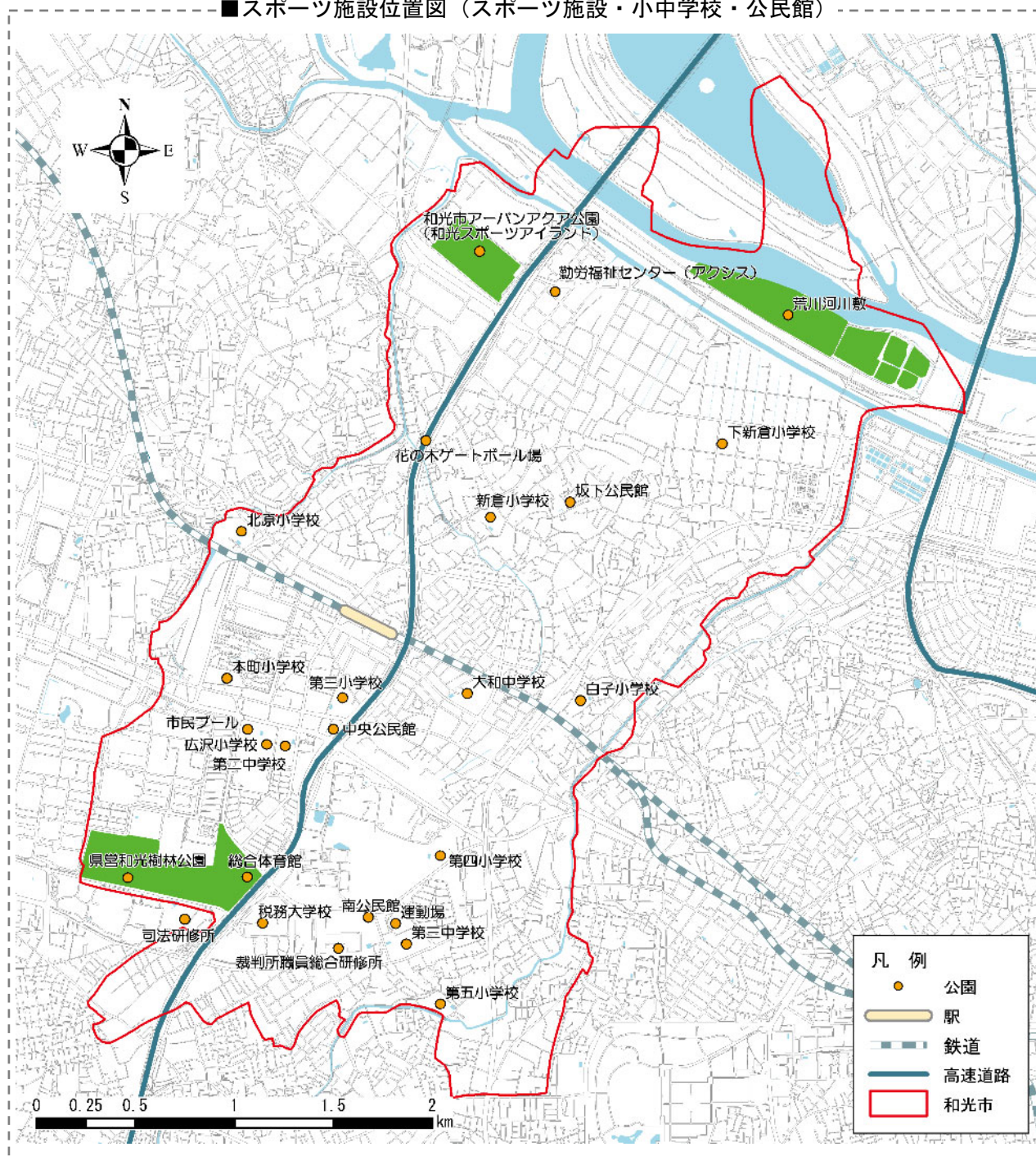
(3) 市内のスポーツ施設の状況

① 主なスポーツ施設の概要

市内には、総合体育館や野球、テニス等の球技を行える運動場のほか、広場や健康遊具等を備えた公園など、各所に多くのスポーツ施設が整備されています。

また、小・中学校の運動場（体育館及び校庭）は、市民に対しても開放されており、地域の身近な運動施設として市民に多く利用されています。

■スポーツ施設位置図（スポーツ施設・小中学校・公民館）



② スポーツ施設の利用状況

市内で利用可能なスポーツ施設の利用状況は、施設ごとに年による増減はあるものの、全体では増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で休止した期間もあり、令和2年度の利用者数は大幅に減少しています。

しかし、令和3年度では、コロナ禍においても、国が示す「新しい生活様式」のもとでスポーツに取り組むスタイルが定着しつつあることを背景に、施設利用者数に回復の兆しが見られますが、コロナ禍以前の水準への回復には至っていません。

一方、平成29年度には市内最大のスポーツ公園である「和光市アーバンアクア公園（和光スポーツアイランド）」の部分的な整備が完了し、令和3年度には、全面利用が可能となりました。また、令和3年度からは広沢複合施設（わびあ）内に、通年で利用可能な屋内温水プールとして「和光市民プール」が供用されるなど、市民がスポーツをする環境が広がりつつあります。

■全スポーツ施設の合計利用状況の推移

単位：人

施設名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
和光市スポーツ施設 合計	434,048	446,323	448,019	461,020	467,500	453,842	248,907	374,317

出典：統計わこう、和光の教育

■市運営のスポーツ施設利用状況の推移

単位：人

施設名		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
運動場	野球場	9,188	9,864	11,067	11,184	10,869	7,458	5,286	5,278
	庭球場	21,800	21,107	21,863	21,527	21,485	20,966	18,960	20,259
司法 研修所	庭球場	2,081	1,962	920	2,147	2,385	2,299	0	0
	グラウンド	988	89	44	316	378	590	0	0
税務 大学校	庭球場	1,479	1,554	1,725	1,435	1,621	1,320	0	0
	グラウンド	1,110	2,324	2,258	2,091	3,320	1,535	0	0
裁判所 職員総合 研修所	庭球場	1,340	1,263	1,304	1,282	606	934	0	264
	グラウンド	1,312	384	384	228	219	77	0	70
荒川河川敷	野球場	24,003	28,575	34,775	29,732	30,000	19,451	16,019	19,138
学校 開放	広沢小学校校庭（夜間）	4,093	3,825	3,699	1,517	2,993	2,302	592	1,330
	小学校体育館（夜間）	22,887	25,741	24,660	28,702	30,345	28,767	15,077	25,578
	小学校体育館（土日祝）	31,089	34,032	32,239	35,088	35,166	32,053	18,959	31,995
	小学校校庭（土日祝）	67,223	57,685	58,716	60,619	64,011	66,598	48,565	57,092
	中学校体育館（夜間）	13,202	11,896	10,005	10,296	8,708	8,497	4,189	6,511
	中学校体育館卓球場（夜間）	6,243	5,944	7,354	7,026	5,872	4,875	2,481	3,816
	中学校体育館格技場（夜間）	—	4,811	5,771	5,437	5,984	4,619	3,343	4,443
花の木ゲートボール場		968	876	1,271	1,429	940	707	280	442
レクリエーション広場		7,047	7,568	7,790	7,648	7,382	5,883	4,890	6,080

※1：平成26年度まで「中学校体育館（夜間）」の項目で集計。平成27年度から分離して統計開始。

出典：統計わこう、和光の教育

■総合体育館利用状況の推移

単位：人

	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度
メインアリーナ	52,895	56,285	51,824	58,916	51,506	54,432	19,342	32,997
サブアリーナ	39,926	41,869	38,325	37,164	29,992	30,284	9,043	14,333
トレーニング室	39,657	39,254	39,924	44,920	51,839	50,244	11,802	18,300
軽スポーツ室	37,144	38,268	44,150	46,126	50,718	48,319	21,502	33,953
柔道剣道場	17,938	20,197	18,137	17,731	16,903	14,768	6,751	8,387
弓道場	3,515	4,590	5,577	4,392	4,474	4,479	1,518	2,296
自主事業（コース型教室）	26,920	26,360	24,237	24,067	27,099	25,857	18,783	22,459

出典：統計わこう、和光の教育

■和光市アーバンアクア公園（和光スポーツアイランド）利用状況の推移

単位：人

	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度
野球場	—	—	—	—	985	3,238	2,746	4,417
庭球場	—	—	—	—	1,700	5,614	7,336	8,247
人工芝サッカー場	—	—	—	—	—	7,676	5,785	14,708
クレーサッカー場	—	—	—	—	—	—	—	11,171
フットサル場	—	—	—	—	—	—	4,468	4,345
ソフトボール場	—	—	—	—	—	—	1,190	3,634
自主事業	—	—	—	—	—	—	—	63

出典：和光の教育

■和光市民プール利用状況の推移

単位：人

	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度
一般利用	—	—	—	—	—	—	—	5,427※
自主事業	—	—	—	—	—	—	—	7,284※

※令和3年12月4日 開館

出典：和光の教育

2 スポーツ・レクリエーション活動に関する市民意識調査結果

第2期和光市スポーツ推進計画の策定に向けて、市民、児童生徒の運動・スポーツの実施状況や意識を把握し、市におけるスポーツ推進の現状と課題を把握することを目的として、令和4年7月から8月にかけて「スポーツ・レクリエーション活動に関する市民意識調査」を実施しました。

結果の概要は以下のとおりです。

1 市民対象調査概要

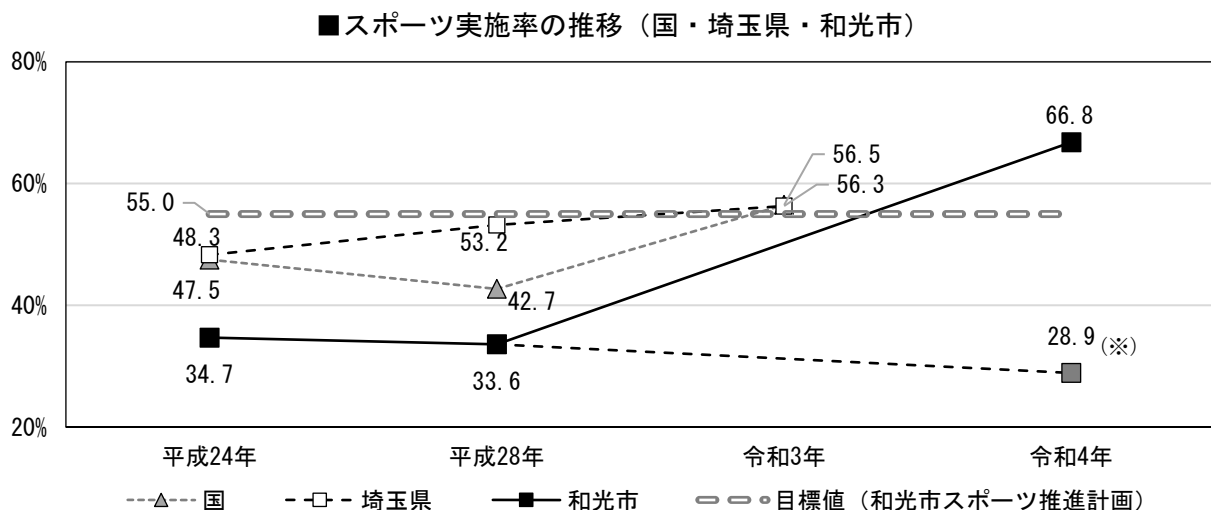
対象者数（人）	1,000人
抽出方法	市内に居住する満18歳以上の市民（無作為抽出）
調査方法	郵送による配付、回収およびインターネット回答
調査時期	令和4年7月～8月
有効回答数（票）	346通（うち、Web回答78票）
回収率（％）	34.6％

※今回の調査では、前回までの調査と異なり、回答者が行っているスポーツに「簡単な運動（散歩、家で体を動かすゲームなど）」を含むものとし、国や県の調査と整合を図った。

（1）市民のスポーツ実施状況

週1日以上スポーツをする人の割合（スポーツ実施率）は66.8％と前回調査と比較して33.2ポイント増加し、国や県のスポーツ実施率（令和3年）を上回っています。

ただし、行っているスポーツの種類を「簡単な運動（散歩、家で体を動かすゲームなど）」だけと回答した人を除いた前回調査と同様の集計では28.9％と、スポーツ実施率の低下が見られます。



出典：スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（全国の18～79歳の男女20,000人から回収）
埼玉県「県政世論調査」（埼玉県全域で5,000人を対象（回収率55.3％））

※「行っているスポーツの種類」を「簡単な運動（散歩、家で体を動かすゲームなど）」だけと回答した人を除き、前回調査と同様の集計を行った結果

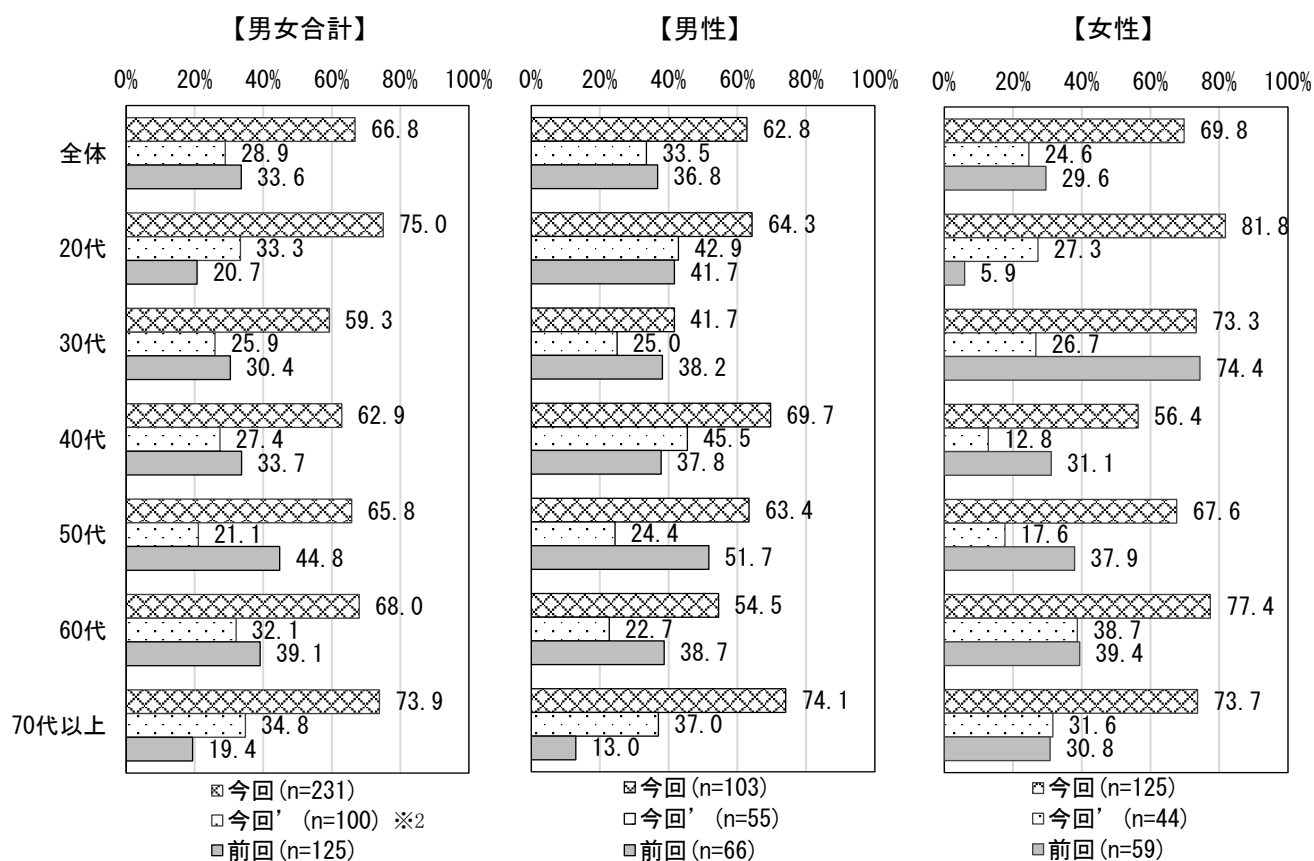
年齢別に、簡単な運動を含めたスポーツ実施率を見ると、男性の30代と女性の40代では他の年齢よりも大きく下回っていますが、男性では40代及び70代以上、女性では20～30代及び60代以上で平均を上回っています。

一方、簡単な運動だけを行っている人と回答した人を含めないで算出したスポーツ実施率を見ると、男性では30代及び50～60代で他の年齢を下回っており、女性では40～50代で他の年齢を下回っています。

また、前回調査と比べると、簡単な運動を含めたスポーツ実施率は、男女とも各年代で増加しており、特に男性では70代以上、女性では20代で大きく増加しています。

一方、簡単な運動だけを行っている人と回答した人を含めないで算出したスポーツ実施率を前回調査と比べると、男性では30代及び50～60代で前回調査を下回っており、女性では、30～50代で前回調査を大きく下回っています。

■男女別・年代別※¹スポーツ実施率



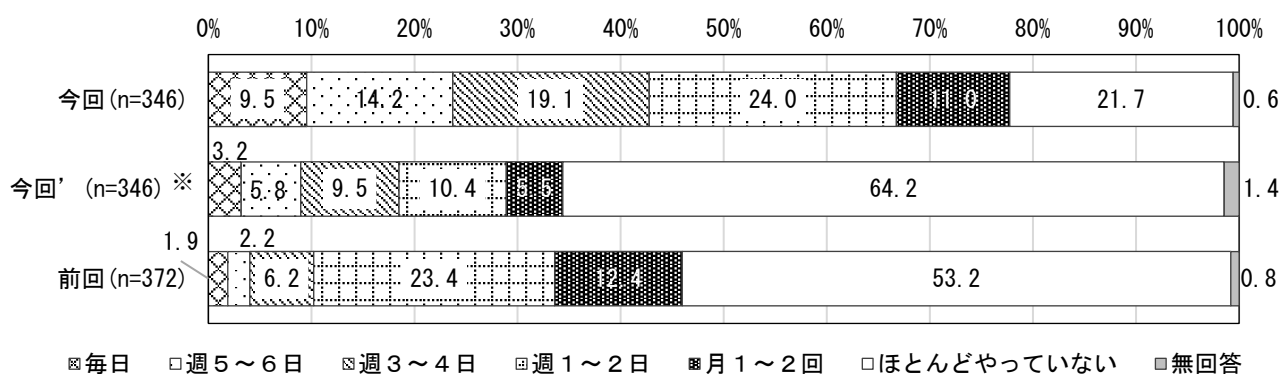
※¹ 男女合計及び男性、女性とも全体には10代を含む

※² 今回' …「行っているスポーツの種類」を「簡単な運動（散歩、家で体を動かすゲームなど）」だけと回答した人を除き、前回調査と同様の集計を行った結果

この1年間でスポーツを「ほとんどやっていない」と回答した人は、前回調査と比較して 53.2% から 21.7%と大きく減少しています。

一方、簡単な運動だけを行っている人と回答した人を除くと、「ほとんどやっていない」と回答した人の割合は 64.2%と 11.0 ポイント増加しています。

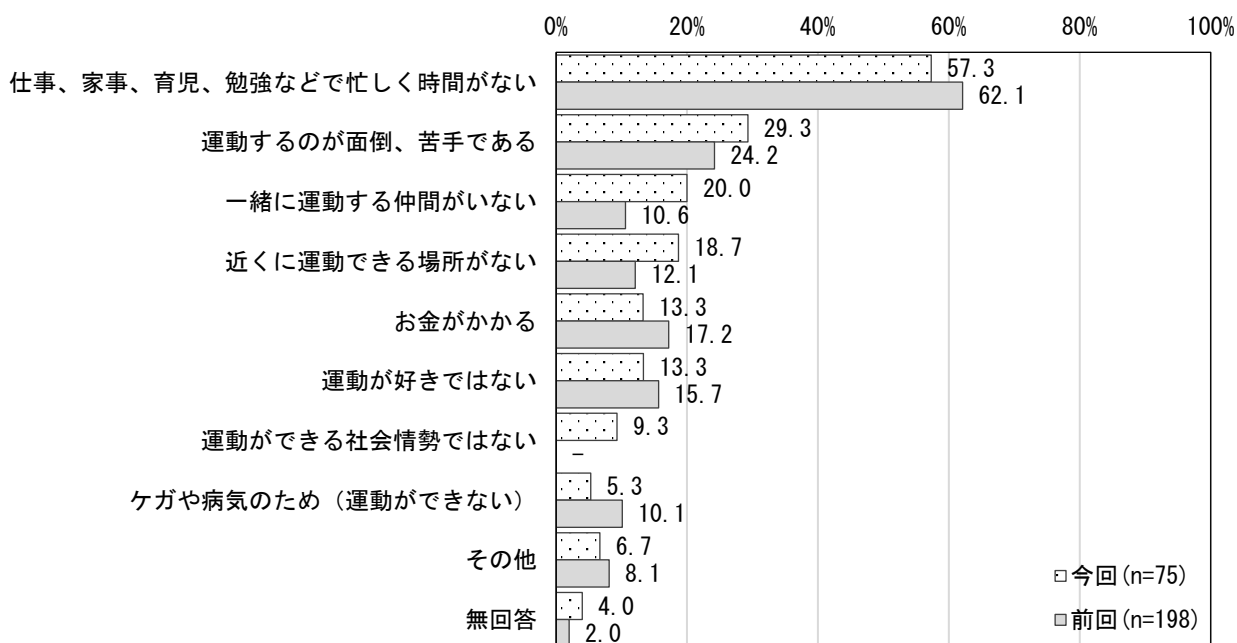
■この1年間に運動やスポーツを実施した日数



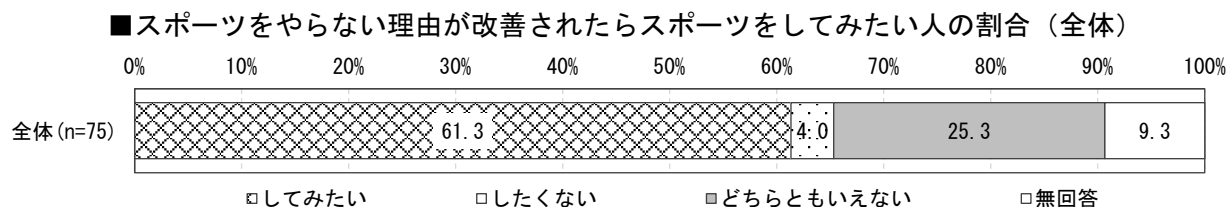
※今回' … 「行っているスポーツの種類」を「簡単な運動（散歩、家で体を動かすゲームなど）」だけと回答した人を除き、前回調査と同様の集計を行った結果。

スポーツをやらない理由については、前回調査と同様、「仕事、家事、育児、勉強などで忙しく時間がない」や「運動するのが面倒、苦手である」という回答が多くなっています。

■スポーツをやらない理由（この1年間でスポーツを「ほとんどやっていない」と回答した人）

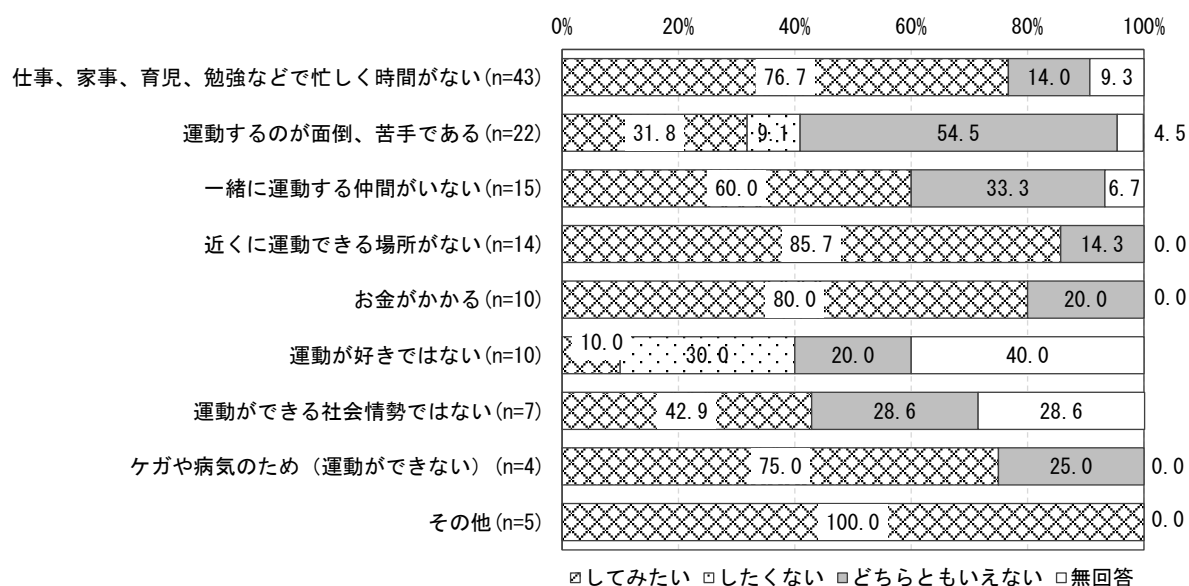


スポーツをやらないと回答した人に、スポーツをやらない理由が改善されたらスポーツをしてみたいかと尋ねたところ、「してみたい」と回答した人は 61.3%となっており、「したくない」と回答した 4.0%と比べて大きく上回っています。



なお、スポーツをやらない理由が改善されたらスポーツを「してみたい」と回答した人が挙げていた、スポーツをやらない理由は「近くに運動できる場所がない」が 85.7%と最も多く、次いで、「お金がかかる」が 80.0%となっています。

■スポーツをやらない理由が改善されたらスポーツをしてみたい人の割合（スポーツをやらない理由別）



「スポーツをやる人」と「スポーツをほとんどやっていない人」で、自分で「体力に自信がない」、「運動不足と感じている」、「健康ではないと感じている」と自覚している人の割合を比較すると、いずれも「スポーツをほとんどやっていない人」の方が多くなっています。

なお、「スポーツをやる人」から行っているスポーツが「簡単な運動」だけと回答した人を除くと、「体力に自信がない」、「運動不足と感じている」は大きく減少します。

■スポーツをやる人とほとんどやらない人で自覚している状態の違い

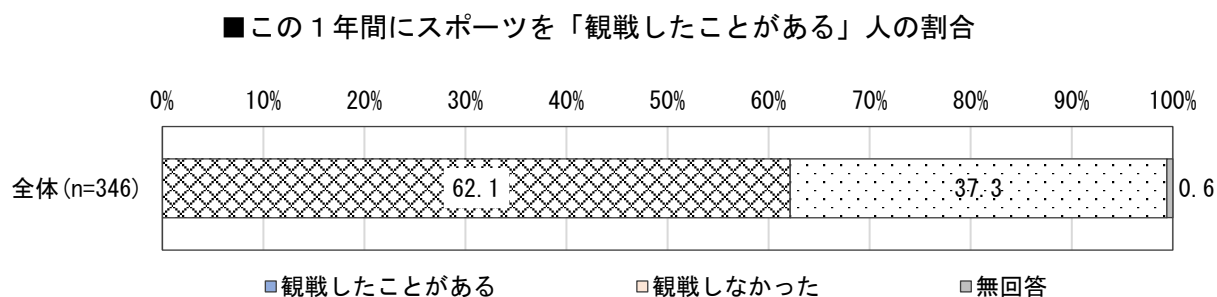
	体力に自信がない	運動不足と感じている	健康ではないと感じている
スポーツをやる人A(※1)	40%	70%	10%
スポーツをやる人B(※2)	22%	26%	9%
スポーツをほとんどやっていない人	60%	97%	17%

※1：「行っているスポーツの種類」に「簡単な運動」と回答した人を含む。

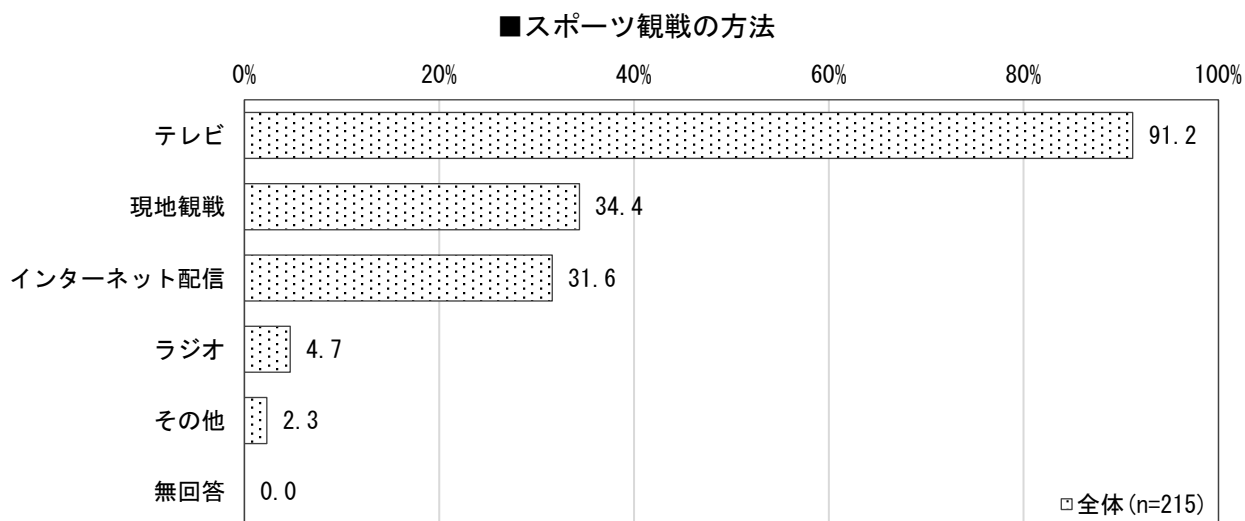
※2：「行っているスポーツの種類」に「簡単な運動」だけと回答した人を除く。

(2)「観る」スポーツ

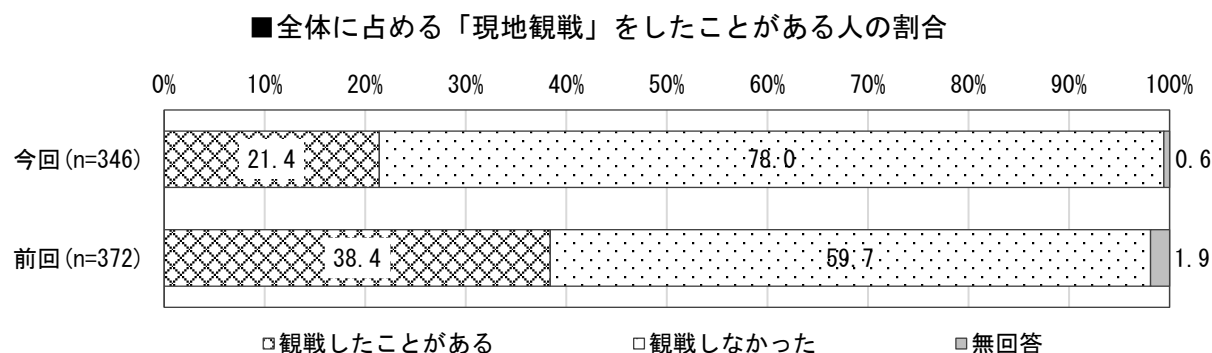
この1年間にスポーツを「観戦したことがある」人は62.1%であり、「観戦しなかった」人を上回っています。



スポーツ観戦の方法は、「テレビ」が91.2%と最も多く、次いで、「現地観戦」が34.4%、「インターネット配信」が31.6%となっています。

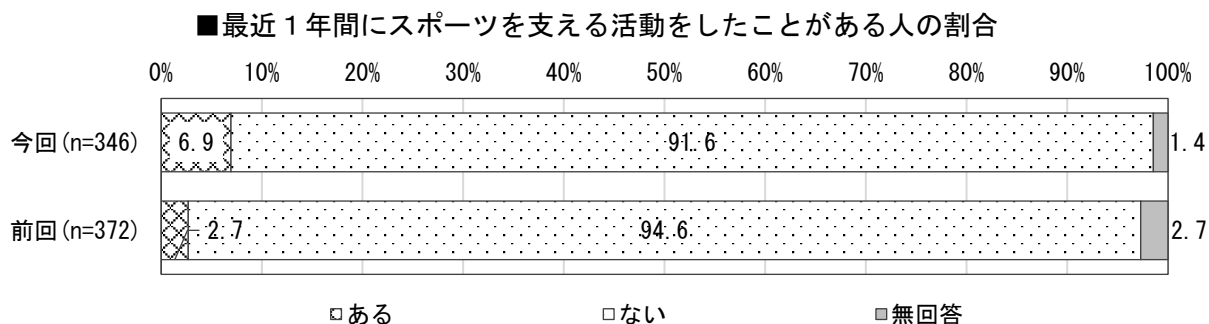


このうち、「現地観戦」をしたことがあると回答した人が全体に占める割合は21.4%となっており、前回調査と比較して17.0ポイント減少しています。



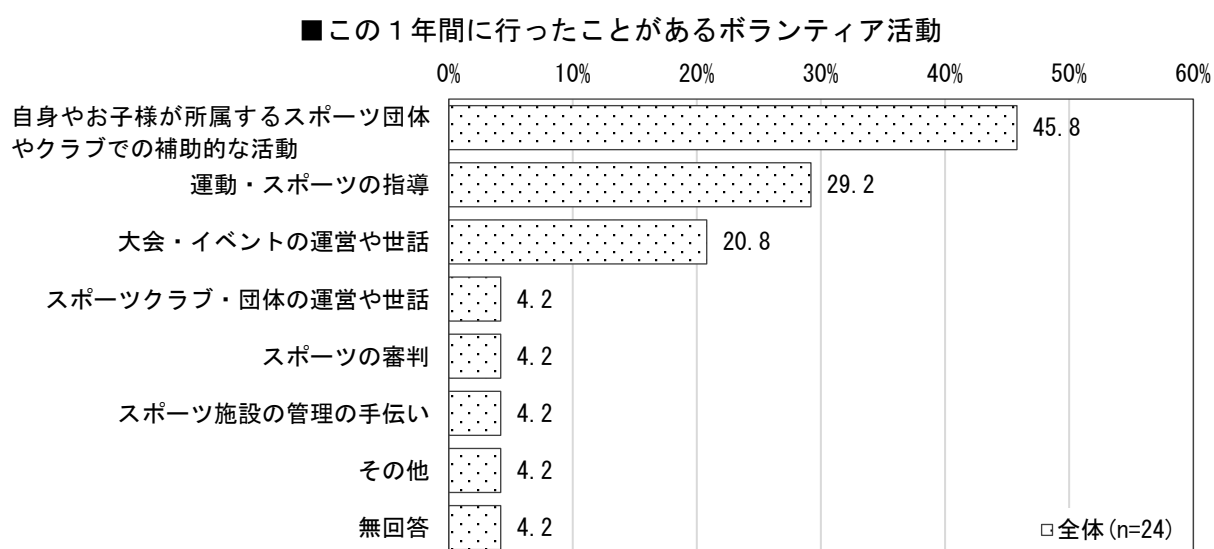
(3)「支える」スポーツ

最近1年間でスポーツに関する指導や、スポーツイベントに運営やボランティアとして参加したことがある人は、前回調査と比較すると増加したものの、6.9%にとどまっています。

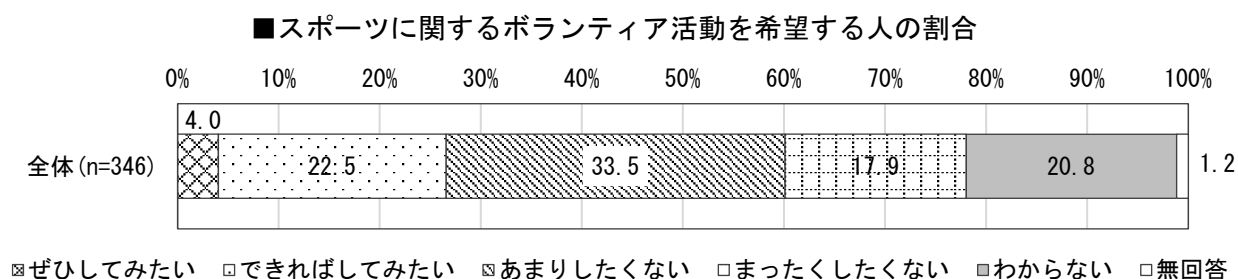


行ったことがあるボランティア活動は、「自身やお子様が所属するスポーツ団体やクラブでの補助的な活動」や「運動・スポーツの指導」、「大会・イベントの運営や世話」が多くなっています。

一方で、「スポーツクラブ・団体の運営や世話」、「スポーツの審判」「スポーツ施設の管理の手伝い」は4.2%にとどまっています。



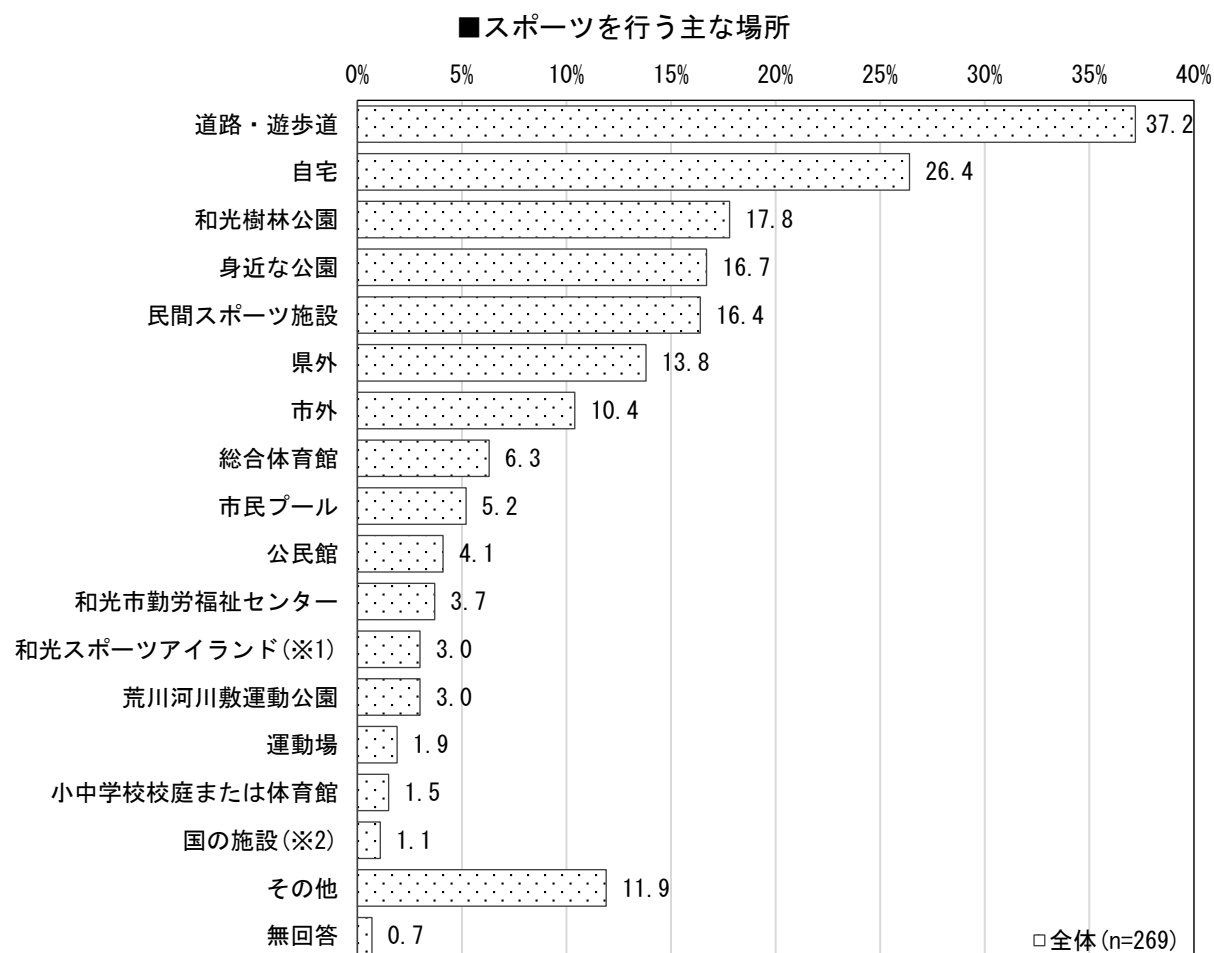
これからスポーツに関するボランティア活動を「してみたい（「ぜひしてみたい」と「できればしてみたい」の合計）」と回答した人は、「してみたくない（「あまりしたくない」と「まったくしたくない」の合計）」と回答した人を大きく下回り、26.5%にとどまっています。



(4) スポーツ施設

スポーツを行う主な場所では、「道路・遊歩道」が37.2%と最も多く、次いで、「自宅」が26.4%と、身近な場所が多くなっています。

一方で、市の施設では「総合体育館」が6.3%と最も多く、次いで、「市民プール」が5.2%となっています。



※1 和光スポーツアイランド：和光市アーバンアクア公園

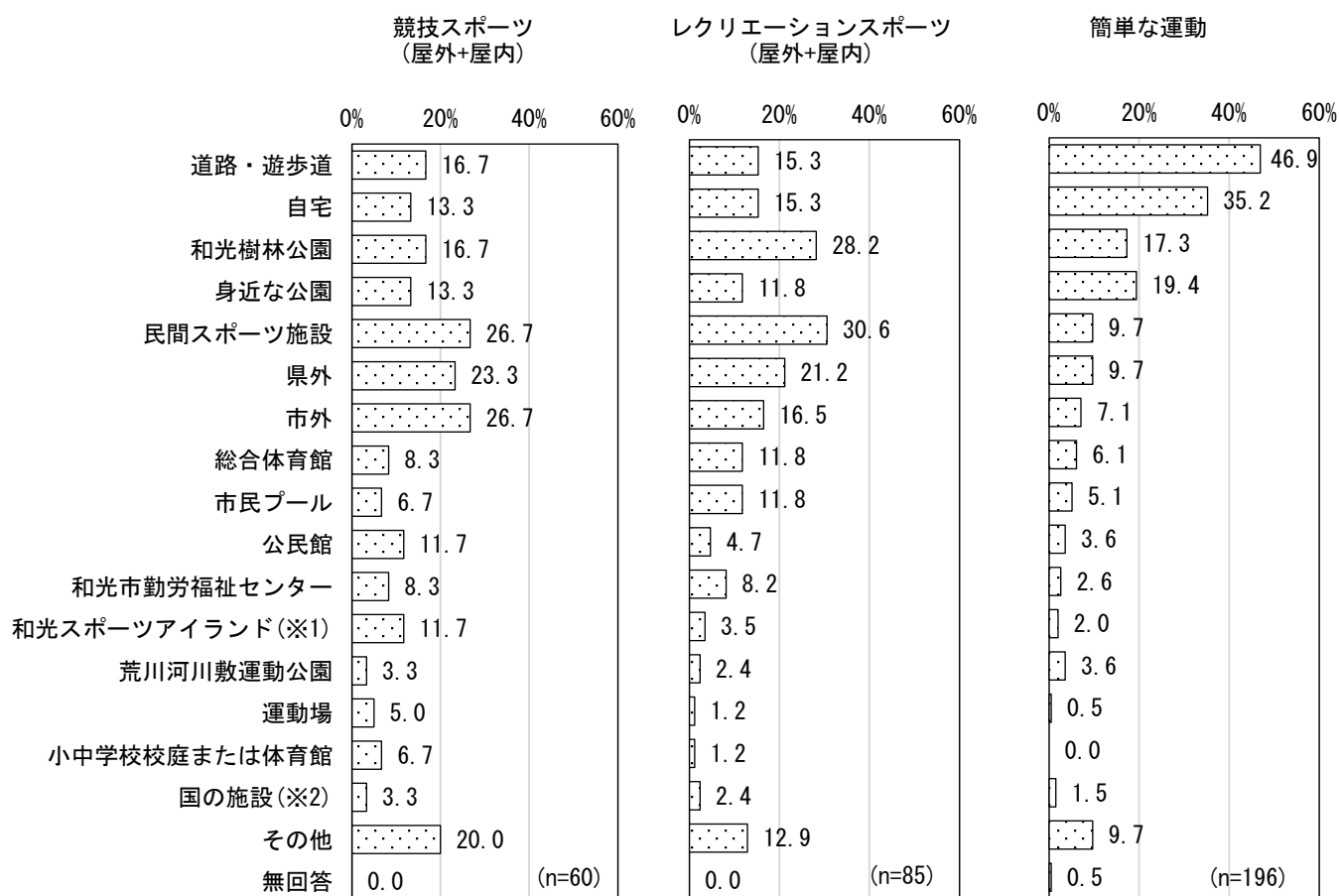
※2 国の施設：司法研究所、税務大学校、裁判所職員総合研究所のテニスコート及びグラウンド

行っているスポーツの種類ごとにスポーツを行う主な場所を見ると、競技スポーツ（屋外+屋内）では、「民間スポーツ施設」及び「市外」がともに26.7%と最も多く、次いで、「県外」が23.3%となっていますが、市の施設では「公民館」及び「和光スポーツアイランド」がともに11.7%にとどまっています。

また、レクリエーションスポーツ（屋外+屋内）では、「民間スポーツ施設」が30.6%と最も多く、次いで、「和光樹林公園」が28.2%となっており、市の施設では「身近な公園」及び「総合体育館」、「市民プール」がともに11.8%にとどまっています。

なお、簡単な運動では、「道路・遊歩道」が46.9%と最も多く、次いで、「自宅」が35.2%となっています。

■スポーツを行う主な場所（行っているスポーツの種類別）



※1 和光スポーツアイランド：和光市アーバンアクア公園

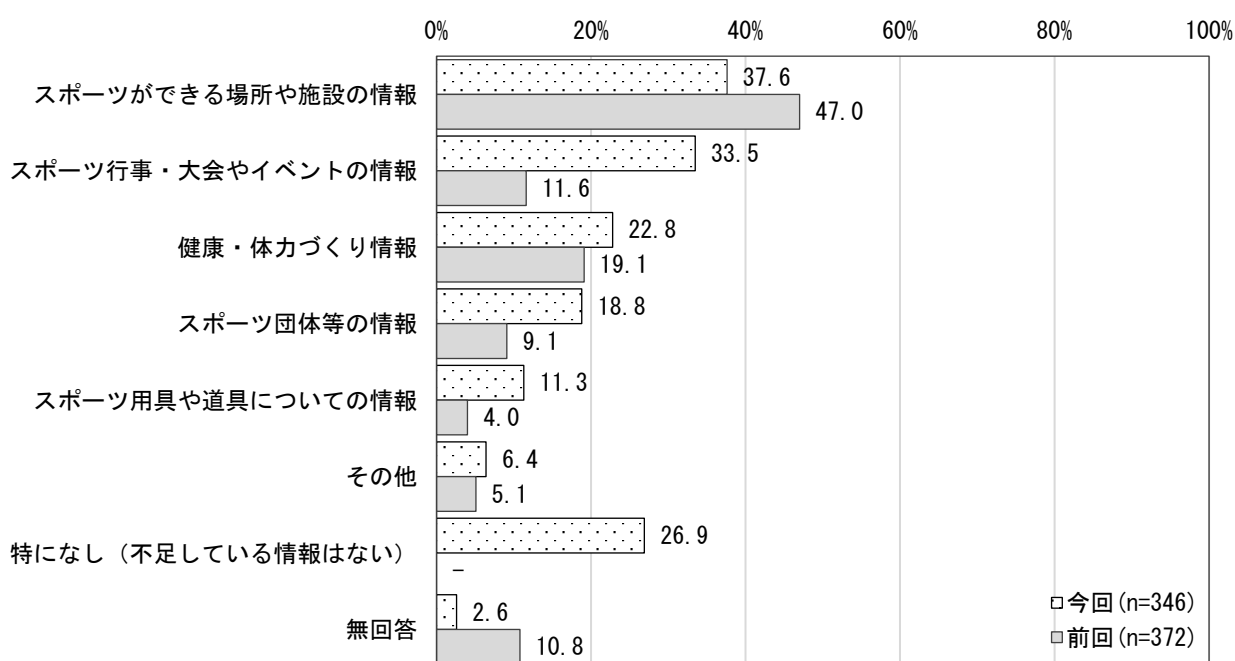
※2 国の施設：司法研究所、税務大学校、裁判所職員総合研究所のテニスコート及びグラウンド

（５）スポーツに関する情報について

市のスポーツに関する情報で不足していると思われるものは、「スポーツができる場所や施設の情報が37.6%と最も多く、次いで、「スポーツ行事・大会やイベントの情報」が33.5%となっています。

前回調査と比較すると、「スポーツができる場所や施設の情報が47.0%から37.6%へと9.4ポイント減少している一方で、「スポーツ行事・大会やイベントの情報」が11.6%から33.5%へと21.9ポイント、「スポーツ団体の情報」が9.1%から18.8%へと9.7ポイント増加しています。

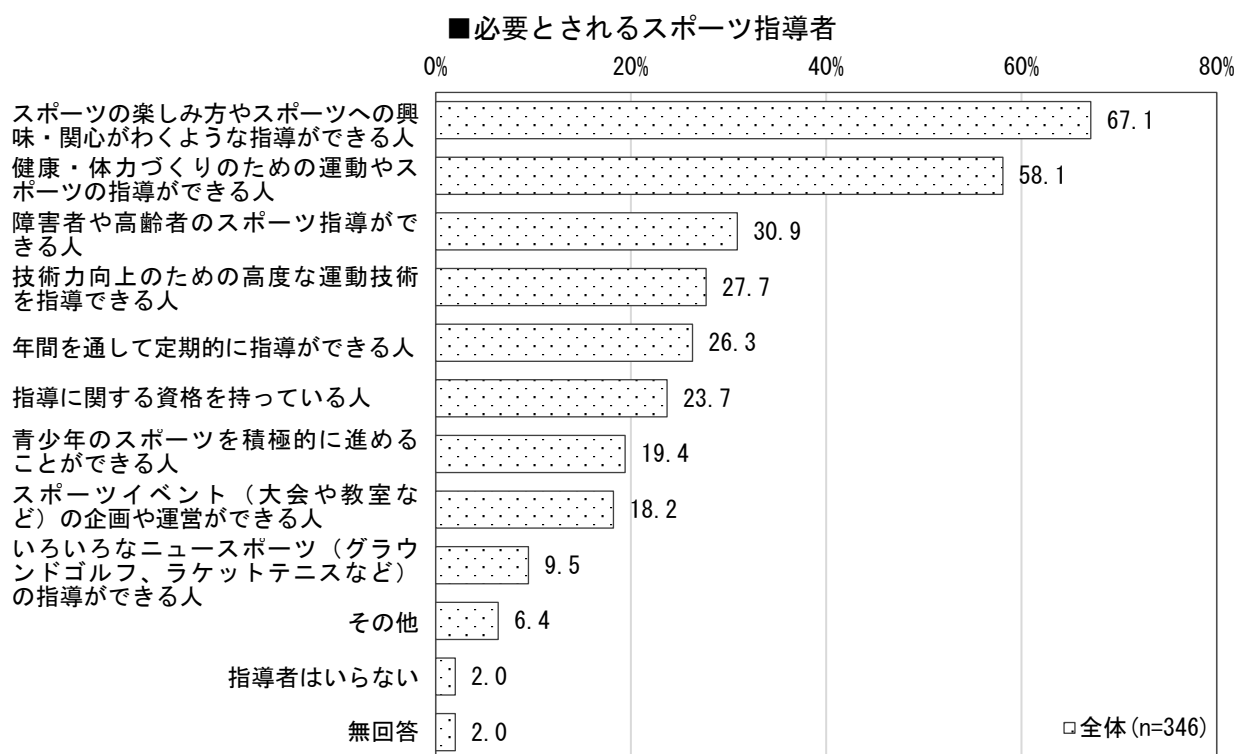
■スポーツに関して不足している情報



(6) 必要なスポーツ指導者について

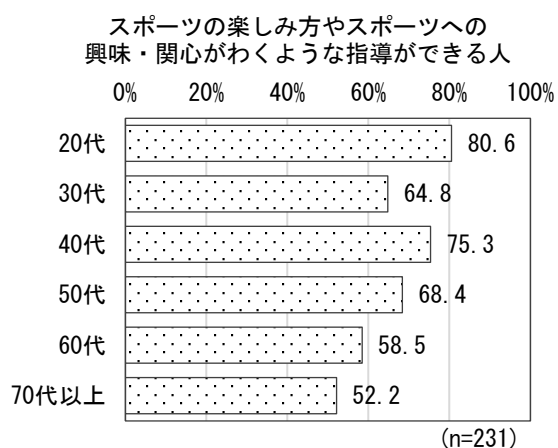
必要とされているスポーツ指導者は、「スポーツの楽しみ方やスポーツへの興味・関心がわくような指導ができる人」が67.1%と最も多く、次いで、「健康・体力づくりのための運動やスポーツの指導ができる人」が58.1%となっています。

一方で、「いろいろなニュースポーツ（グラウンドゴルフ、ラケットテニスなど）の指導ができる人」は9.5%、「スポーツイベント（大会や教室など）の企画や運営ができる人」は18.2%にとどまっています。

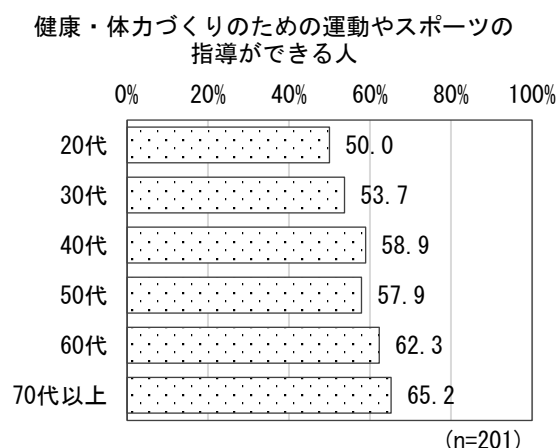


なお、「スポーツの楽しみ方やスポーツへの興味・関心がわくような指導ができる人」を必要とする人は30代を除いて若い人で多く、「健康・体力づくりのための運動やスポーツの指導ができる人」を必要とする人は年代の高い人ほど多くなっています。

■必要とされるスポーツ指導者（上位2つを回答した人の年代別割合）



※10代は除いて表示（全体集計には含む）



2 小中学生対象調査概要

対象者数（人）	1,303 人
抽出方法	市内の小学校・中学校に通う小学5年生児童、中学2年生生徒
調査方法	各学校へ直接配布・回収
調査時期	令和4年7月
有効回答数（票）	1,108 票
回収率（％）	85.0％

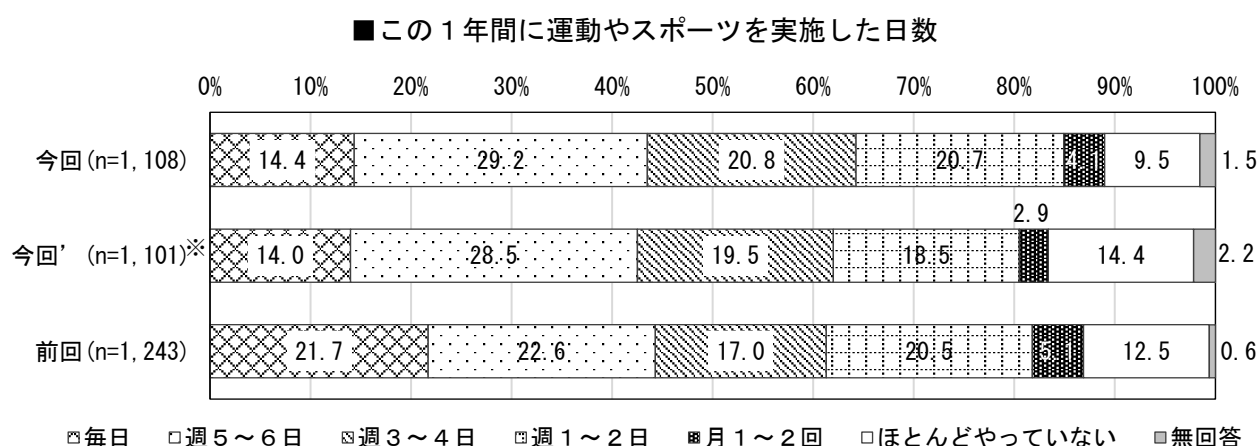
※今回の調査では、前回までの調査と異なり、回答者が行っているスポーツに「簡単な運動（散歩、家で体を動かすゲームなど）」を含むものとした。

(1) スポーツ実施率

週1日以上スポーツをする人の割合（スポーツ実施率）は85.1％であり、前回調査と比べて3.3ポイント増加しています。

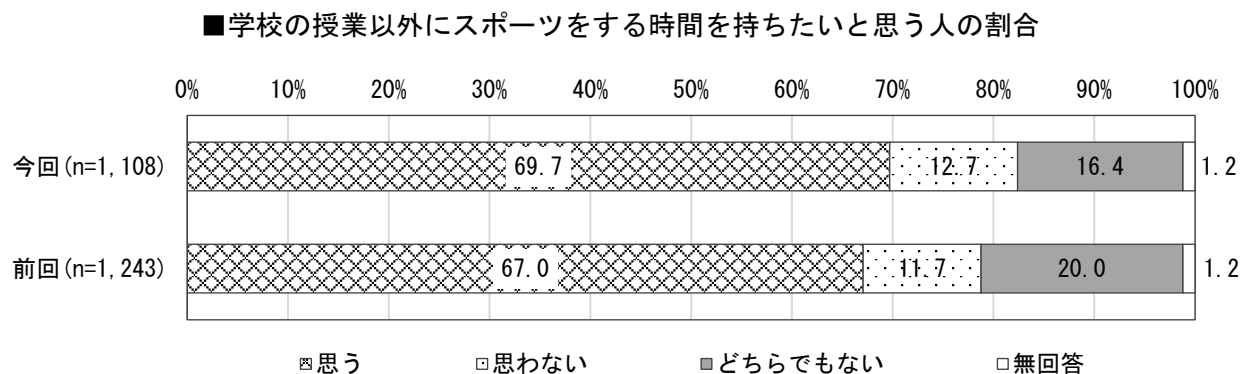
また、この1年間でスポーツを「ほとんどやっていない」（前回調査の選択肢は「全くやらない」と回答した人は、前回調査と比べて3.0ポイント減少しています。

なお、「行っているスポーツの種類」を「簡単な運動（散歩、家で体を動かすゲームなど）」だけと回答した人を除き、前回調査と同様の集計を行った結果では、週1日以上スポーツをする人の割合（スポーツ実施率）は80.5％と前回調査より1.3ポイント減少しており、一方で、スポーツを「ほとんどやっていない」人の割合は14.5％と1.9ポイント増加しています。



※今回' … 「行っているスポーツの種類」を「簡単な運動（散歩、家で体を動かすゲームなど）」だけと回答した人を除き、前回調査と同様の集計を行った結果。

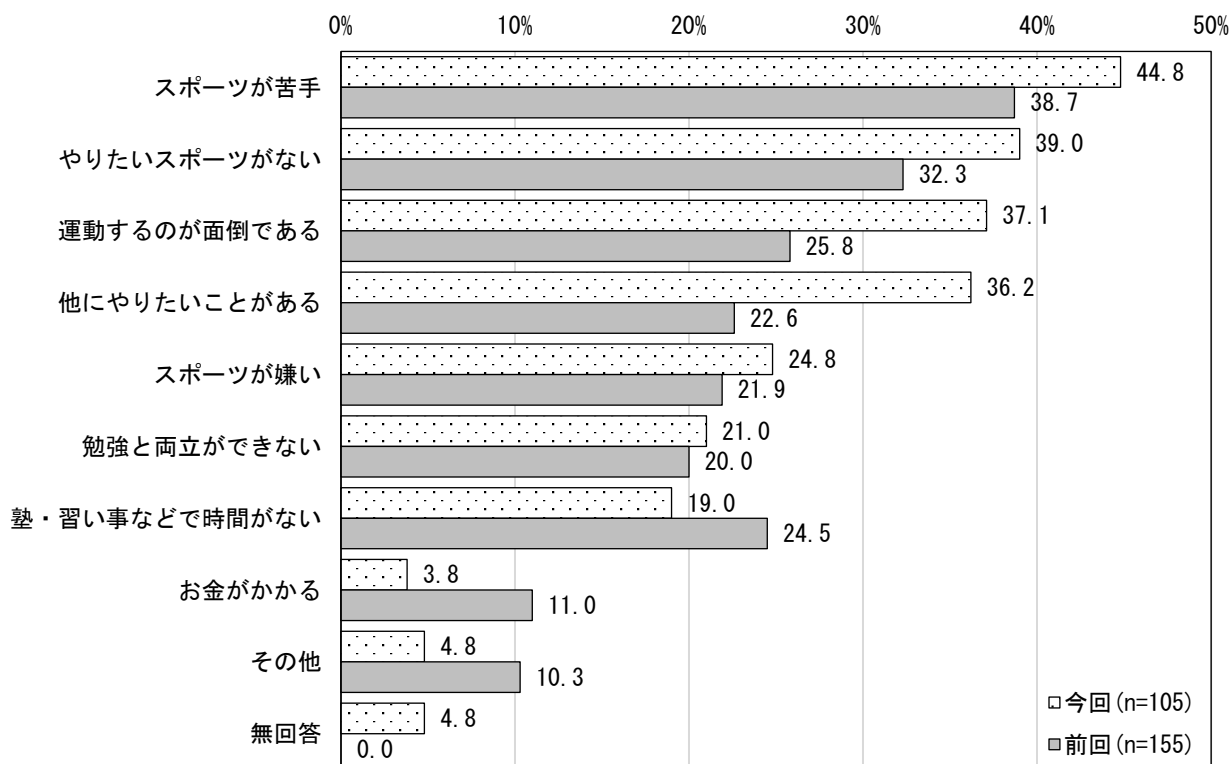
学校の授業以外にスポーツをする時間を持ちたいと「思う」と回答した人は 69.7%と、前回調査と比べて 2.7 ポイント増加していますが、「思わない」と回答した人の割合も 1.0 ポイント増加しています。



スポーツを「ほとんどやっていない」と回答した人に対し、その理由を尋ねたところ、「スポーツが苦手」が 44.8%と最も多く、次いで、「やりたいスポーツがない」が 39.0%となっています。

なお、前回調査と比較すると、「他にやりたいことがある」が 13.6 ポイント、「運動するのが面倒である」が 11.3 ポイント増加しています。

■スポーツをやらない理由（この1年間でスポーツを「ほとんどやっていない」と回答した人）



「スポーツをやる人」と「スポーツをほとんどやっていない人」で、自分で「体力に自信がない」、「運動不足と感じている」、「健康ではないと感じている」と自覚している人の割合を比較すると、いずれも「スポーツをほとんどやっていない人」の方が多くなっています。

なお、「スポーツをやる人」から行っているスポーツが「簡単な運動」だけと回答した人を除くと、「体力に自信がない」、「健康ではないと感じている」は減少していますが、「運動不足と感じている」は増加しています。

■スポーツをやる人とほとんどやらない人で自覚している状態の違い

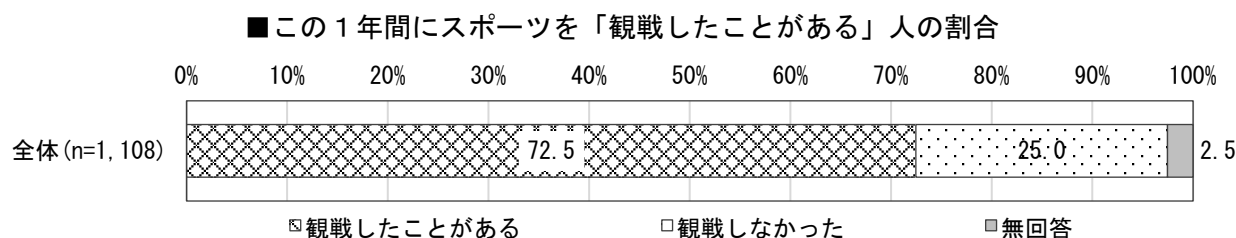
	体力に自信がない	運動不足と感じている	健康ではないと感じている
スポーツをやる人A(※1)	39%	35%	4%
スポーツをやる人B(※2)	37%	51%	3%
スポーツをほとんどやっていない人	72%	56%	11%

※1：「行っているスポーツの種類」に「簡単な運動」と回答した人を含む。

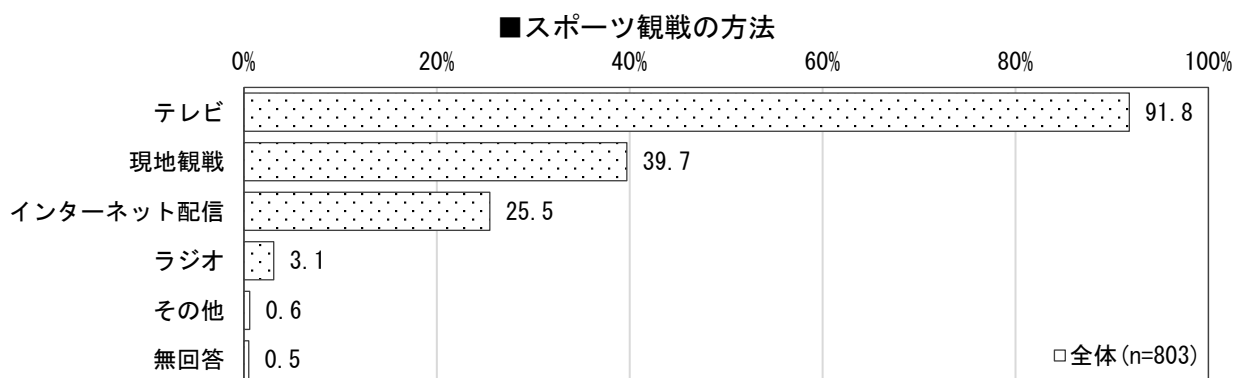
※2：「行っているスポーツの種類」に「簡単な運動」だけと回答した人を除く。

(2)「観る」スポーツ

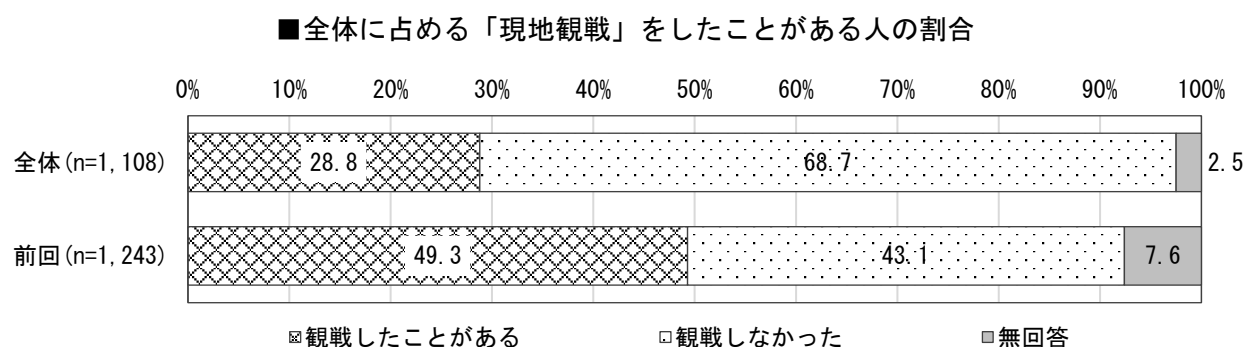
この1年間にスポーツを「観戦したことがある」人は72.5%となっており、「観戦しなかった」人の25.0%を上回っています。



スポーツ観戦の方法は、「テレビ」が91.8%と最も多く、次いで、「現地観戦」が39.7%、「インターネット配信」が25.5%となっています。

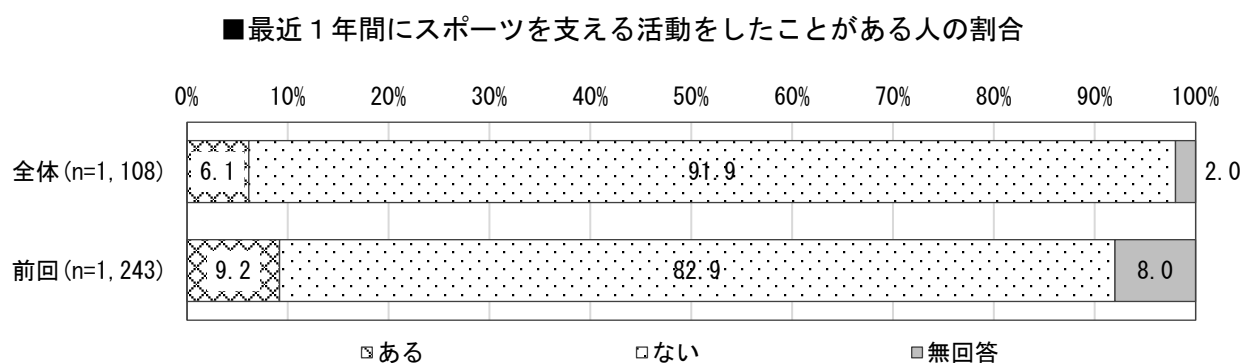


このうち、「現地観戦」をしたことがあると回答した人が全体に占める割合は 28.8%となっており、前回調査の 49.3%と比べて 20.5 ポイント減少しています。

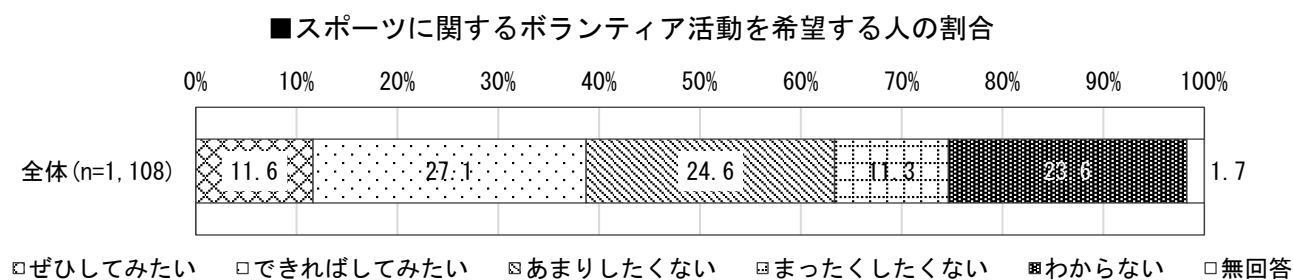


(3)「支える」スポーツ

最近1年間でスポーツに関する指導や、スポーツイベントに運営やボランティアとして参加したことがある人は、前回調査と比べて 3.1 ポイント減少し、6.1%にとどまっています。



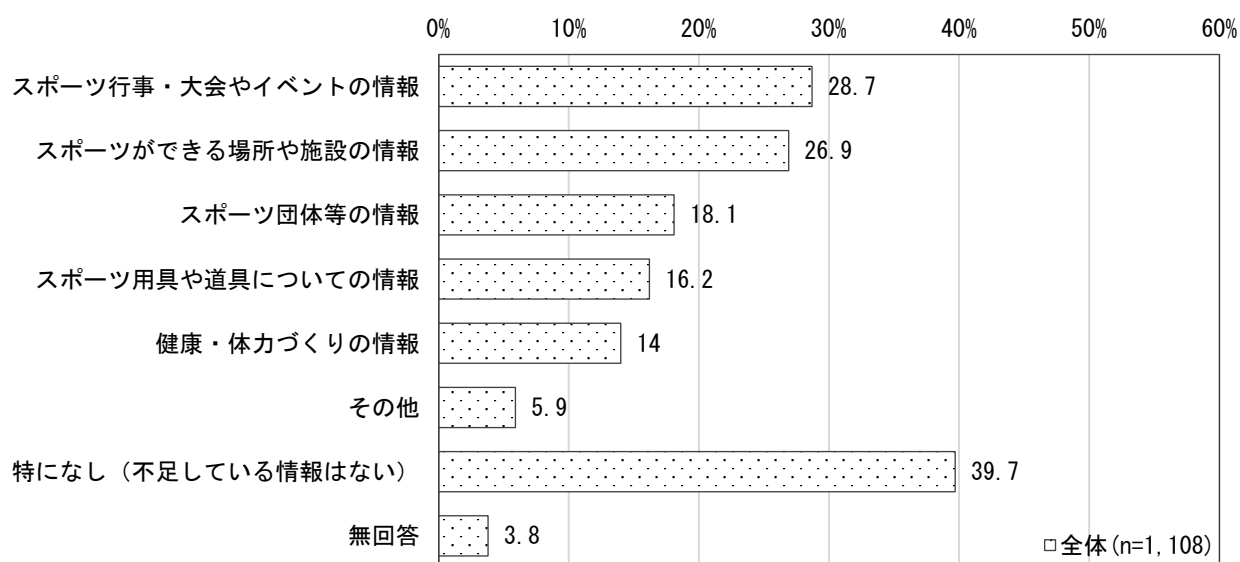
これからスポーツに関するボランティア活動を「してみたい（「ぜひしてみたい」と「できればしてみたい」の合計）」と回答した人は、「してみたくない（「あまりしたくない」と「まったくしたくない」の合計）」と回答した人を上回っていますが、35.9%にとどまっています。



(4) スポーツに関する情報について

市のスポーツに関する情報で不足していると思われるものは、「スポーツ行事・大会やイベントの情報」が28.7%と最も多く、次いで、「スポーツができる場所や施設の情報」が26.9%となっています。

■スポーツに関して不足している情報



3 現計画の評価

現計画では、基本理念に基づき設定した数値目標を達成するために、「する」スポーツ、「観る」スポーツ、「支える」スポーツ、スポーツ活動の場づくりごとに事業を実施してきました。

ここでは、現計画の計画期間における事業実施状況や数値目標に対する達成状況について整理、評価を行います。

1 数値目標の達成状況

現計画で設定された数値目標に対する評価は以下のとおりであり、評価時点（令和4年）で目標を達成している指標は、大目標を含めた4項目となっています。

また、令和2年以降は新型コロナウイルス感染症の影響による外出抑制、イベントの中止等で数値が減少するなどしたものの、計画期間内に一旦は目標が達成された指標が5項目となっています。

さらに、目標達成の見込みが有ったものの、コロナ感染症の拡大により現時点では達成されていない目標が3項目となっています。

その他、計画期間内に改善が見られず達成できなかった、もしくは達成の見込みがない目標は8項目となっています。

■ 評価の考え方

評価	概要
◎	評価時点で目標を達成している。
○	計画期間内に一旦は目標が達成された。
△	目標達成の見込みが有ったものの、コロナ感染症の拡大により現時点では達成されていない。
×	改善が見られず達成できなかった、もしくは達成の見込みがない。

■ 数値目標の達成状況（大項目）

大目標	計画年度 (H24) (2012年)	策定時 (H29) (2017年)	目標値 (R4) (2022年)	評価値	評価
週に1回以上スポーツをする人（18歳以上の市民）の割合を55%以上とします（%）	34.7	33.6	55.0	66.8* (R4)	◎

※市民意識調査において、回答者が行っているスポーツに「簡単な運動（散歩、家で体を動かすゲームなど）」を含むものとした。

■ 数値目標の達成状況（中項目）

中目標		計画年度 (H24) (2012年)	策定時 (H29) (2017年)	目標値 (R4) (2022年)	評価値	評価
1	週に1回以上スポーツを「する」、「観る」、「支える」人（18歳以上の市民）の割合を合せて70%以上とします（%）	—	54.3	70.0	71.6* (R4)	◎
2	総合型スポーツクラブを設置します（箇所）	0	0	1	0 (R3)	×
3	総合体育館年間利用者数を平成24年度比10%増とします（人）	230,417	231,903	253,459	134,292 (R3)	△
4	学校開放年間利用者数を平成24年度比10%増とします（人）	139,260	142,764	153,186	153,346 (H30) 130,765 (R3)	○
5	スポーツ少年団加入者率を平成24年度比10%増とします（%）	13.9	13.8	15.3	13.77 (R3)	×
6	スポーツ事業の年間参加者数を平成24年度比10%増とします（人）	9,288	10,025	10,217	10,947 (H29) 99 (R3)	○
7	託児付きスポーツ教室開催の推進を図るため、啓発・周知を行います（回）	3	0	5	1	×
7-1	親子で参加できる事業数を増加させます（回）	—	14	18	41 (R1) 5 (R3)	○
8	勤労福祉センターのアスレチックルーム・アリーナの利用者数を平成24年度比10%増とします（人）					
	・アスレチックルーム（個人利用）	17,320	25,600	26,250	27,138 (H30) 12,014 (R3)	○
	・アリーナ（団体利用）	11,203	8,921	12,324	7,736 (R3)	×
9	障害者向けスポーツ講座を開催します（回）	0	1	1	1 (R3)	◎
10	児童センター（館）で行うスポーツ関連事業数を平成24年度比10%増とします（回）	175	165	193	229 (R3)	◎
11	高齢者で運動をしていない者の割合を減少させます（%）	20.1	20.7	19.0	21.5 (R3)	×
12	メタボリックシンドローム該当者、予備群の人達への健康教育の生活改善策の一つとして習慣的に運動を行うことを勧め、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の人数を減少させます（人） ※40～74歳の国保加入者対象	970	1,192	778	1,105 (R3)	×
13	中学校部活動（運動部）加入率を増加させます（%）	59.0	65.7	70.0	59.6 (R3)	×
13-1	体力テストの5段階絶対評価で上位3ランクの児童の割合を80%以上、生徒の割合を85%以上とします（%）	—	80.8%	80%以上	82.2 (H29) 76.4 (R3)	○
			84.4%	85%以上	85.2 (R1) 81.6 (R3)	
14	公民館3館の体育室（講堂含む）の年間利用者数を平成24年度比10%増とします（人）	50,498	53,633	55,548	37,790 (R3)	△
15	スポーツをする時間を持ちたいと思う中学校2年生の割合を80%以上とします（%）	—	67.0	80.0	66.4 (R4)	×
16	週に1回以上スポーツをする障害者（成人）の割合を40%以上とします（%）	—	32.3	40.0	37.9 (R1)	△

※市民意識調査において、回答者が行っているスポーツに「簡単な運動（散歩、家で体を動かすゲームなど）」を含むものとした。

2 実施事業の評価

現計画において取り組んできた事業は、以下のとおりです。

■ 実施事業一覧

①「する」スポーツに関わる施策の実施状況	
ア スポーツ団体におけるスポーツの充実	
イ 乳幼児期（0～6歳）におけるスポーツの充実	
(ア)体を動かす機会の拡充	(イ)指定管理者と連携
ウ 小・中学生期（7～15歳）におけるスポーツの充実	
(ア)スポーツ少年団加入の促進	(ウ)子どものスポーツ活動の充実
(イ)子ども教室の充実	(エ)習うスポーツの充実
エ 中間年齢層期（15～60歳）におけるスポーツの充実	
(ア)家族で参加できるスポーツの充実	(ウ)夜間にできるスポーツの充実
(イ)個人で気軽に参加できるスポーツの充実	(エ)時間がない中でできる「ながらスポーツ」の紹介
オ 退職後・高齢期（概ね60歳以上）におけるスポーツの充実	
(ア)介護予防事業との連携	(イ)家でもできる簡単な運動の紹介
カ 障害者におけるスポーツの充実	
(ア)障害者スポーツの実施	(ウ) スポーツ・レクリエーションの推進
(イ)市以外などからの障害者スポーツ情報の周知	
キ 地域・全年齢におけるスポーツの充実	
(ア)体験型スポーツ事業の拡充	(カ)友好都市を活用したスポーツ事業の充実
(イ)指定管理者と連携	(キ)民間企業との協働事業の推進
(ウ)総合型地域スポーツクラブの設置	(ク)スポーツ指導の周知拡充・充実
(エ)気軽にできるスポーツ・レクリエーションの推進	(ケ)健康づくりを意識したスポーツの推進
(オ)市のホームページのさらなる充実	
②「観る」スポーツに関わる施策の実施状況	
ア 「観る」スポーツの推進	ウ プロ選手等による講演会等の実施
イ パブリック・ビューイングの検討	
③「支える」スポーツに関わる施策の実施状況	
ア スポーツ少年団における指導者等の研修	ウ スポーツボランティアの募集
イ スポーツ事業開催における交通の利便性	エ ボランティア情報のプラットフォームの導入
④スポーツ活動の場づくりに関わる施策の実施状況	
(1)公共スポーツ施設の整備・充実	(3)スポーツ施設開放の推進
(2)スポーツ活動が可能な場の有効活用	(4)公園の有効活用

（１）取組が期待通りに行われなかった事業

現計画において、計画期間中に取組が期待通りに行われなかった事業について整理すると、以下のとおりです。

①「する」スポーツについて

- ・「指定管理者と連携（乳幼児期（０～６歳））」については、勤労福祉センターにおいて予定していた「小さい子どもが親と一緒にできるスポーツ」が実施できていません。
- ・「家族で参加できるスポーツの充実（中間年齢層期（１５～６０歳））」については、親子でできるレクリエーション活動教室の参加人数が予定を下回りました。
- ・「時間がない中でできる「ながらスポーツ」の紹介（中間年齢層期（１５～６０歳））」については、情報周知が十分に行われませんでした。
- ・「介護予防事業との連携（退職後・高齢期（概ね６０歳以上））」については、新型コロナウイルス感染症により、実施が一部中止となったため、参加人数が減少しました。
- ・「障害者スポーツの実施（障害者におけるスポーツの充実）」については、障害者スポーツ大会を毎年度実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。なお、障害によっては、マスクをするなどの感染予防対策が困難な場合もあり、現在のように感染者が増えているなか、今後も従来通りの実施は難しい状況となっています。
- ・「市以外などからの障害者スポーツ情報の周知」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、埼玉県障害者スポーツ大会等は中止となったため、実施しませんでした。
- ・「市のホームページのさらなる充実」については、ホームページの随時更新及び登録基準の一覧表など、より分かりやすい利用方法の周知に努めてきましたが、十分ではありませんでした。

③「支える」スポーツについて

- ・「スポーツ事業開催における交通の利便性」については、市民プールで行っているキッズスイミングスクールにおいては専用のバスによる送迎が行われましたが、その他の施設では、利便性向上に向けた調整が進んでいない状況となっています。
- ・「スポーツボランティアの募集」については、市民体育祭等の大規模イベントを開催する際に募集を行い、地域の方々との親交を深めていますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、十分な成果を得ることが出来ませんでした。

④スポーツ活動の場づくりについて

- ・「公共スポーツ施設の整備・充実」については、ＡＥＤの設置や蛍光灯のＬＥＤ化、定期的な点検による施設の更新・補修、撤去を行いました。市の財政状況により予算が十分に確保できていない状況のなか、計画期間における施設修繕・改修についての取組は期待通りには行われませんでした。

(2) 実施できなかった事業

現計画において、計画期間中に取組が実施できなかった事業について整理すると、以下のとおりです。

①「する」スポーツについて

- ・「総合型地域スポーツクラブの設置」については、既存の各団体との調整が進まず、事業が実施されませんでした。

②「観る」スポーツについて

- ・「パブリック・ビューイングの検討」については、東京オリンピック・パラリンピックが無観客開催であったことから、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて、パブリック・ビューイングの実施には至りませんでした。
- ・「プロ選手等による講演会等の実施」については、令和3年度中の実施予定が、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ延期となりました。

③「支える」スポーツについて

- ・「ボランティア情報のプラットフォームの導入」については、現時点においてボランティア情報の一元化に向けた調整が進んでいない状況です。

④スポーツ活動の場づくりについて

- ・「スポーツ施設開放の推進」については、民間企業と協力して利用者拡大及び事業展開を行う予定でしたが、企業との調整が進まないため実施できませんでした。

(3) 事業実施状況のまとめ

現計画における実施事業の取組状況を整理すると、以下のとおりとなっており、計画された36事業のうち、21事業では期待どおりの取組状況となった一方で、10事業は期待通りには行われず、5事業は実施されませんでした。

■ 事業実施の取組状況

実施事業	取組が期待通りに行われた	一部は期待通りに行われなかった	実施できなかった
①「する」スポーツに関わる施策の実施状況	17	7	1
②「観る」スポーツに関わる施策の実施状況	1	0	2
③「支える」スポーツに関わる施策の実施状況	1	2	1
④スポーツ活動の場づくりに関わる施策の実施状況	2	1	1
合計	21	10	5

4 今後の計画における課題

本市の現状やアンケートの調査結果、第1期計画の取組状況などをもとに、今後、取り組むべきスポーツ施策の課題は以下の通りです。

(1)「する」スポーツについて

① スポーツを通じた健康づくりを推進

運動・スポーツを習慣化していくことは、体の健康の維持・増進にとどまらず、心の健康の増進・保持も図られることから、忙しい人やスポーツに関心がない市民も含め、ライフステージに合わせて運動・スポーツを取り組める場所や機会の提供が重要です。

しかし、男性では30代、女性では40代でスポーツ実施率が他の年代より大きく下回っており、年齢にともなうライフステージの変化による時間的な制約が要因となっていると考えられます。

また、生産年齢人口の減少や社会保障費の増加といった課題に対応するため、健康寿命の延伸が注目されてきていますが、本市では、高齢化が進行しつつあるものの、健康寿命の延伸に鈍化が見られる状況となっています。

スポーツにより意識的に体を動かすことで健康寿命を延ばし、豊かな人生経験を生かした地域社会での活躍の場づくりや地域や世代間の交流を伴う生きがいがいづくりにつながることから、本市でも高齢者の生活機能の向上や運動習慣の意識啓発に努めてきました。

したがって、そのような人達を対象として、それぞれの年代や関心・適正等に応じて日常的なスポーツへの触れ合いの機会を創出するとともに、スポーツの魅力や効果を発信する取組を強化していく必要があります。

さらに、スポーツのハードルを下げ、誰でも簡単にスポーツを始められる空気を醸成するためにも、「スポーツ」には、健康のために生活習慣や意識を少しだけ変えて取り組む、日常的に無理のない行動も含まれる、という考え方を広く普及・啓発するための情報発信に努めることが重要です。

② 子どものスポーツ機会の充実

近年、子どもの体力低下が課題となっており、将来的には国民全体の体力低下が懸念されています。和光市の児童・生徒においても、体力テストの多くの項目で国や県を上回る結果となっていますが、令和3年度の結果を平成28年度と比べると、中学2年生では向上がみられますが、小学5年生では国や県と同様に低下しています。

将来の社会全体の活力低下を防止するためにも、散歩、家で体を動かすゲームなどの簡単な運動もスポーツとして定義されることを広く普及・啓発する取組を強化するとともに、スポーツに気軽に取り組める環境づくりが必要です。

③ 現行の事業実施状況の改善

現計画において取り組んできたものの、期待通りには行われなかった「家族で参加できるスポーツの充実」については、より子育て世代を意識した事業内容の検討及び周知方法の改善を図る必要があります。

また、「ながらスポーツの紹介」についても、新たな媒体の検討を含めた周知方法の改善を図る必要があります。

さらに、市のホームページについても、内容の改善やSNSを通じての周知など、さらなるインターネットの活用を図り、より分かりやすい利用方法の周知に努めていく必要があります。

(2)「観る」スポーツについて

① スポーツを「観る」機会の充実

アンケート調査では、現地でスポーツを観戦した人の割合は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり前回調査よりも減少しており、2割強にとどまっています。

スポーツ観戦の手段は多様化していますが、実際に会場で観戦することで臨場感や一体感を味わうことができるなど、スポーツの楽しさを肌で感じることができます。

本市では、これまでもレベルの高い試合を観戦する機会を提供するために総合体育館等を活用してプロスポーツの試合を開催する等の取組を推進してきました。今後、さらに市民の関心を高めるためにも、周知の方法の見直しのほか、同日に体験教室の開催や屋台の出店等、来場した市民に試合の観戦だけではない他の要素での楽しさを提供して地域活性化に結び付ける等、実施内容の向上に取り組む必要があります。

一方、東京2020大会においては、新型コロナウイルス感染症対策として無観客で行われたものの、多くの人がテレビやインターネット、スマートフォンなどで観戦し、スポーツに触れるきっかけとなりました。

本市でも、スポーツ協会や市内で活動するスポーツ関連団体と協力・連携し、プロスポーツ観戦の機会や、市主催以外の身近な大会の情報提供による観戦の機会を増やす取組を推進する必要があります。

② 東京2020大会のスポーツ・レガシーの継承・発展

東京2020大会の競技種目として、和光市、朝霞市、新座市、練馬区にまたがる陸上自衛隊朝霞訓練場において射撃競技が行われました。市では、大会開催に向けた機運醸成の取組として、「アジア・エアガン選手権大会」や「ビームライフルチャレンジカップ」を開催したほか、和光市を訪れる外国人との交流を目的として「外国人おもてなし交流イベント～おもてなし交流DAY～」の実施や「和光市語学ボランティア」の設置、和光市ゆかりのアスリート応援など、様々な分野との連携の上、スポーツを通じたまちづくりを目指して和光市ならではの取組を行いました。

今後は、これらの実績を踏まえながらボランティアの活用や更なる交流機会の創出、共生社会の実現等に向け、レガシーとして継承していく取組を推進していくことが必要となります。

(3)「支える」スポーツについて

① 市のスポーツ推進を支える人材の育成

それぞれのライフステージに応じて、誰もが安心・安全にスポーツを行うためには、それを支える人材が必要不可欠ですが、指導者やスポーツボランティアとして関わる事が出来る人材はまだまだ不足している状況です。

アンケート調査では、スポーツに関するボランティア活動を行ったことがない市民は9割以上となっており、今後、してみたいと考える市民は3割未満にとどまっています。なお、スポーツ推進委員の認知度については1割未満にとどまっています。

また、アンケート調査の結果、指導者に求める内容としては、若い人ほど技術力の向上が多く、一方で年配の人ほど健康・体力づくりが多くなっています。

したがって、市民にスポーツを支える人材の必要性・重要性について関心を喚起・啓発する取組を推進するとともに、市のスポーツ事業を支える人材の育成と、活動を支援する取組を強化することが重要です。

(4) スポーツ活動の場づくりについて

① スポーツに取り組む機会の創出

新型コロナウイルス感染症の影響で、スポーツを行う場所の閉鎖やイベントの中止等により、スポーツに取り組む機会が減少した人々が再びスポーツに取り組めるように、国が示す「新しい生活様式」のもと、より工夫した場所の提供やイベント等の実施とともに、スポーツ関連情報の発信を強化していく必要があります。

また、アンケート調査の結果では、簡単な運動については、道路・遊歩道や自宅など、生活に身近な場所で取り組む人が多くなっていますが、競技スポーツやレクリエーションスポーツでは、民間スポーツ施設で取り組む人が最も多い一方で、市内の施設よりも市外、県外で取り組んでいる人が多くなっています。

さらに、スポーツに関する情報については、スポーツができる場所や施設の情報が不足していると回答した人が最も多いことから、今後、市が所有するスポーツ施設について、利便性向上に努めるとともに、スポーツができる場所や施設について、より一層、情報発信に努めていく必要があります。

② スポーツ施設の計画的な更新

現計画期間中においては、予算が確保できないため公共スポーツ施設の修繕・改修が十分に行えない状況でした。今後、施設の使用等方法の見直しを図り、緊急度、必要性及び市の財政状況を勘案し、施設の整備に努めることが必要です。

第3章 計画の基本理念・基本方針



1 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

本市では、平成25年12月に策定した「和光市スポーツ推進計画」において、「スポーツを通じて健康で生きがいのある人生を実現するために」を基本理念として、スポーツを「する」機会だけでなく、「観る」、「支える」機会を提供するとともに、スポーツ活動の場づくりを通して、市民の誰もがスポーツに親しめる環境整備に取り組んできました。

今後、コロナ禍においても意識的に運動・スポーツに取り組むことは、健康の保持・増進を図るだけではなく、ストレスの解消や自己免疫力を高めてウイルス性感染症を予防すると考えられることから、国が示す「新しい生活様式」を踏まえた行動変容が求められます。

こうした状況においては、市民がこれからの日々の暮らしの中でスポーツを身近に感じ、新たな出会いや交流を持つことで時代に合ったコミュニティや絆を再構築し、健康長寿社会の実現や地域の活性化を図ることによって、元気で豊かな未来を切り拓いていくことが求められます。

そのため、本計画では、市のスポーツを取り巻く現状と課題を踏まえ、基本理念を以下のように掲げます。

～ 基本理念 ～

スポーツの推進による、健康で活力にあふれた和光

(2) 持続可能な社会に向けた取組

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、平成27年の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指すために17のゴール(目標)と169のターゲットから構成された世界共通の開発目標のことです。

「第2期和光市スポーツ推進計画」においては、「第五次和光市総合振興計画基本構想」における市民生活の目標像8「健康に日々を暮らしている」及び、目標像10「趣味などを通して充実した時間を過ごせる」の実現のため、SDGsのゴール(目標)3「すべての人に健康と福祉を」及び、ゴール(目標)4「質の高い教育をみんなに」に沿った施策を推進していきます。



3 すべての人に健康と福祉を	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
4 質の高い教育をみんなに	4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

2 施策の体系

基本理念の実現のために、本計画において取り組むべき施策の方向性や基本施策を次のように設定します。

■ 基本理念

スポーツの推進による、健康で活力にあふれた和光

基本方針	基本施策	具体的な取組
1. 誰もがスポーツを楽しめる環境の充実  	1. ライフステージに応じたスポーツ環境の充実 2. 多様なスポーツの創出	(1) 乳幼児期（0～6歳）におけるスポーツの充実 (2) 小・中学生期（7～15歳）におけるスポーツの充実 (3) 中間年齢層期（15～60歳）におけるスポーツの充実 (4) 退職後・高齢期（概ね60歳以上）におけるスポーツの充実
2. スポーツによる社会課題の解決 	3. スポーツを通じた地域の活性化 4. スポーツを通じた健康づくりの推進 5. スポーツによる共生社会の実現	(1) 幅広い年代を対象としたスポーツ事業の開催 (2) 「観る」スポーツの推進 (3) スポーツの場づくり (4) スポーツ情報の積極的な発信 (5) 安心・安全なスポーツ事業への取組【新規】
3. スポーツを通じた地域活動の充実 	6. スポーツ団体の活動支援 7. スポーツを支える人材の育成・確保	(1) スポーツを通じた交流人口の拡大 (2) 民間企業との協働事業の推進 (3) アスリートと触れる機会の充実 (1) 中間年齢層期（15～60歳）におけるスポーツの充実（再掲） (2) 退職後・高齢期（概ね60歳以上）におけるスポーツの充実（再掲） (3) 健康づくりを意識したスポーツの推進 (1) 気軽にできるスポーツ・レクリエーションの推進 (2) 障害者におけるスポーツの推進 (3) スポーツの国際交流【新規】 (1) スポーツ団体活動の充実 (2) 地域におけるスポーツの充実 (1) 指導者の育成と資質向上 (2) スポーツボランティアの確保と活用 (3) スポーツ推進委員の活性化【新規】

3 基本方針

基本理念に基づいて、計画期間中に本市で取り組む施策の基本方針を次のように設定します。

○基本方針1：誰もがスポーツを楽しめる環境の充実



本市のスポーツ実施率は、働く世代・子育て世代である30代から40代において低く、スポーツ実施を阻害する要因としては「仕事、家事、育児、勉強などで忙しく時間がない」が突出しています。

こうした現状に対し、スポーツに関する情報発信や民間企業と連携した啓発などを通して、スポーツの魅力や効果を発信していくとともに、ライフステージに応じたスポーツ機会の充実や身近な地域でスポーツに親しむことができる環境づくりを通して、スポーツ実施率の向上を目指します。

また、新たな競技やレクリエーションの登場にともない、誰もが各々の年代や関心・適性等に応じて日常的にスポーツに触れ合うことができる機会を創出します。

○基本方針2：スポーツによる社会課題の解決



健康寿命の延伸が注目される中、平均寿命の延伸に伴い懸念される公的介護費用等の増加や地方自治体の公的サービス、行政機能の低下といった社会的課題を解決するうえで、健康寿命をいかに延ばしていくかが重要となっています。

本市でも、進行しつつある高齢化社会に備え、健康寿命の延伸を図るために、手軽にできるスポーツの力で健康長寿社会の実現を目指します。

また、スポーツ観戦の手段は多様化していますが、実際に会場で観戦することで臨場感や一体感を味わうことができるなど、スポーツの楽しさを肌で感じることができます。

したがって、本市では、総合体育館等を活用したプロスポーツの観戦機会の増加など、地域の活性化及び連帯感の向上に資する取組を推進し、スポーツをまちづくりに活かした地域の活性化を図ります。

○基本方針3：スポーツを通じた地域活動の充実



多様化する市民のスポーツニーズに対応するため、指導者の育成に努めるとともに、市のスポーツ振興の中心的な役割を担う市内で活動するスポーツ団体の活動の支援などに取り組みます。

また、スポーツ推進委員は、スポーツ推進のための連絡調整や地域スポーツのコーディネート、専門性を活かしたスポーツ指導など、本市のスポーツ推進を支える活動に取り組んでいますが、アンケート調査の結果では認知度が低いため、委員の更なる資質向上と活動の周知、活性化を図ります。



第4章 施策の展開



基本方針1 誰もがスポーツを楽しめる環境の充実

基本施策1 ライフステージに応じたスポーツ環境の充実

スポーツへの取組を習慣化することで、体の健康の維持・増進と併せて、心の健康の保持・増進が期待できます。

市内のスポーツ関連団体と協力・連携してスポーツプログラムの充実を図り、子どもから高齢者まで、誰もがそれぞれの目的・関心・適性等に応じて簡単にスポーツを始められる場所や機会の提供に取り組みます。

(1) 乳幼児期（0～6歳）におけるスポーツの充実

①体を動かす機会の拡充 ＜保育施設課、産業支援課＞

児童の健康及び成長を促すために、児童センター（館）等と連携し、外庭やアリーナ等を解放するなど、体を動かす機会の拡充を図ります。

また、勤労福祉センターにおけるアリーナ（軽体育室）において、小さい子どもができるスポーツを実施します。

②親子でできるプログラムの導入 ＜スポーツ青少年課＞

より多くの親子にスポーツに対して関心を抱いていただけるように、親子を対象としたプログラムの充実を図ります。

(2) 小・中学生期（7～15歳）におけるスポーツの充実

①子ども教室の充実 ＜生涯学習課＞

子ども教室におけるスポーツを充実させ、スポーツに触れ合うきっかけづくりを行います。

②子どものスポーツの充実 ＜学校教育課＞

生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を目指し、学校体育の充実を図ります。

また、地域の人材や施設・設備を活用した子どものスポーツの充実を図ります。

③習うスポーツの充実 ＜スポーツ青少年課＞

児童・生徒を対象としたスポーツの技能を獲得する教室を開催するなど、市内各施設の指定管理者と連携して、各年代に対しての事業開催を検討します。

(3) 中間年齢層期（15～60歳）におけるスポーツの充実

①家族で参加できるスポーツの充実 <スポーツ青少年課>

スポーツ推進委員会を中心にパズロック教室等、親子でできるレクリエーション活動を継続して実施していきます。

特に、子育て世代が家族で参加できるスポーツのさらなる充実を目指し、事業内容の検討を行います。

②個人で気軽に参加できるスポーツの充実 <スポーツ青少年課>

指定管理者と連携して総合体育館のサービスプログラムの開催数を増やすなど、個人で参加できるスポーツの充実を図っていきます。

③夜間にできるスポーツの充実 <スポーツ青少年課、産業支援課>

平日の仕事の後など夜間にできるスポーツについて、指定管理者と連携して総合体育館、市民プールの各施設にて夜間開放を行うなど、利用機会の充実を図ります。

また、運動場及び学校体育施設の夜間開放を行い、運動できる場を提供します。

勤労福祉センターを21時まで開館し、夜間にできるスポーツ施設として提供します。

④時間がない中でできる「ながらスポーツ」の紹介 <スポーツ青少年課、健康保健医療課>

スポーツ推進委員や指定管理者とも協力のうえ、パンフレット作成などによる「ながらスポーツ」の周知とともに、実際に取り組む機会の提供を行っていきます。

また、保健センターの窓口においても運動系のパンフレットを配置し、その中で「ながらスポーツ」について周知・啓発を図ります。

⑤現役世代に対する健康増進支援の実施 <健康保健医療課> 【新規】

自主的な健康づくり行動に役立つ情報の趣旨普及に努めます。

(4) 退職後・高齢期（概ね60歳以上）におけるスポーツの充実

①介護予防事業との連携 <スポーツ青少年課、健康保険医療課、長寿あんしん課>

スポーツ推進委員と連携して、ウォーキング教室やマレットゴルフ等、高齢者も取り組みやすいスポーツ事業を継続して実施します。

また、メタボ予防のために健康教育を実施するとともに、ヘルスサポーター養成講座で運動の必要性を周知し、ヘルスサポーターの定例会で運動の推進を図ります。

さらに、市内13ヶ所において、元気な高齢者を対象とした介護予防事業を継続して実施するとともに、市内の介護予防拠点において、運動や栄養の講座、認知症予防などに資する教室を引き続き実施していきます。

介護予防事業の中では、健康づくりを目的とした運動（「3B体操」「いつまでも元気塾」

「健康運動ふれっしゅらいふ」等）を実施します。

また、65歳以上の高齢者において、介護予防事業や通いの場等への参加を促すことで、運動習慣が週1回以上となる割合を増やします。

②家でもできる簡単な運動の紹介 <スポーツ青少年課、健康保険医療課、長寿あんしん課>

スポーツ推進委員及び各施設の指定管理者と連携し、高齢期において、家で実施できる運動の紹介及び教室を実施していくとともに、自宅でもできるトレーニング動画の配信等を行います。

また、保健センター窓口や、特定保健指導、健康相談事業等で、家でもできる簡単な運動を紹介するパンフレットを配布します。

さらに、介護予防事業所が作成した介護予防のための体操動画を YouTube 和光市公式チャンネルでの公開を継続していくとともに、市内の介護予防拠点において、自宅でもセルフトレーニングができるように指導を行い資料の配布を行っていきます。

基本施策2 多様なスポーツの機会の創出

より多くの市民がスポーツを気軽に楽しめる環境を提供するために、地域の公共施設の有効活用や利便性を高める取組を行います。

また、市内のスポーツ施設について、修繕や整備を計画的に行っていきます。

(1) 幅広い年代を対象としたスポーツ事業の開催

①体験型スポーツ事業の拡充 <スポーツ青少年課>

スポーツに関わるきっかけづくりのために、スポーツ推進委員や指定管理者とも連携しながら、初めてスポーツを行う人が楽しめるような体験型スポーツ事業を提供します。

②スポーツの日の事業開催 <スポーツ青少年課>

「スポーツの日」において、幅広い年代を対象とした和光市の特徴を踏まえた事業を市内各スポーツ施設で実施するために、指定管理者との連携に努めます。

③スポーツ教室の開催 <スポーツ青少年課、生涯学習課>

市民のニーズや地域の実情に応じ、市民が気軽に集い、誰もがスポーツを楽しめる機会を引き続き提供していくとともに、内容の充実に努めます。

④勤労福祉センターの活用 <産業支援課>

勤労福祉センターを活用して、女性や子育て世代が参加できるスポーツ事業の実施を検討します。

(2) 「観る」スポーツの推進

① プロスポーツチームの試合開催誘致 <スポーツ青少年課>

大崎電気（ハンドボール競技）と協力のうえ、総合体育館にてホームゲームを開催することで、プロスポーツの観戦機会を提供します。

また、卓球等、トップアスリートによる試合の開催誘致やイベント等の実施を検討し、観る機会の増加を図ります。

② 西武ライオンズの観戦チケット配布 <秘書広報課>

「和光市と株式会社西武ライオンズとの連携協力に関する基本協定」（フレンドリーシティー）に基づき、和光市内の園児、小学生、中学生、新婚の方及びパートナーシップの届出をされた方を招待する「野球観戦チケット引換券」を配布します。

③ パブリック・ビューイングの検討 <スポーツ青少年課>

和光市出身の選手が出場する国際大会等を市民が観戦できるパブリック・ビューイングの実施を検討します。

(3) スポーツの場づくり

① 公共スポーツ施設の整備・充実 <スポーツ青少年課、産業支援課、公園みどり課>

施設の劣化状況を早期に把握し、市の財政状況を勘案しながら優先順位を立てつつ、計画的に修繕や整備を行います。

老朽化が進行する勤労福祉センターについては、定期的な点検及び補修を行い、設備の維持に努めます。

簡単な運動のできる身近な公園・広場に設置してある遊具施設については、劣化及び基準診断を定期的に行い、補修・撤去・更新を継続的にを行います。

② スポーツ施設開放の推進 <スポーツ青少年課>

スポーツ・レクリエーション活動をするための身近な場所として、市内の小・中学校の校庭・体育館を学校教育に支障のない範囲で登録団体に開放を進めていきます。

また、市内国有施設についても、有効活用のため引き続き開放に向けた調整を行います。

③ 公園の有効活用 <スポーツ青少年課>

市内の公園において、スポーツ推進委員と連携したレクリエーションや健康づくり等の活動を通じ、公園に着目したスポーツ事業を推進していきます。

(4) スポーツ情報の積極的な発信**①市のホームページのさらなる充実 <スポーツ青少年課、産業支援課、生涯学習課>**

ホームページの適宜更新に努めるとともに、団体登録基準の一覧表など掲載内容を検討し、より分かりやすい利用方法の周知に努めます。

また、市のホームページに掲載している勤労福祉センターの利用方法等についても定期的に見直しを行い、分かりやすい表記に努めます。

さらに、公民館におけるスポーツに係る講座の情報について、市民に分かりやすく伝わるように工夫して市のホームページに掲載します。なお、過去に開催されたスポーツの講座を「事業の記録」として掲載し、市の取組を周知します。

②多様化する情報発信ツールの活用 <スポーツ青少年課> 【新規】

市が発信するSNS等のメディアを用いて、様々な手段でスポーツ情報を発信していきます。

特に、国の「スポーツ」の定義を踏まえ、趣味や交流のために気軽に体を動かすことや、日常の生活や仕事・家事の合間の簡単な運動も「スポーツ」と捉えて楽しく取り組んでいただけるよう、情報を発信していきます。

(5) 安心・安全なスポーツ事業への取組 【新規】**①交通の利便性向上 <スポーツ青少年課>**

専用のバスによる送迎を行っているキッズスイミングスクールについては、指定管理者と連携して取組の継続に努めます。

また、市で実施するスポーツ事業においては、会場から離れている市民も参加しやすいように、民間事業者等の協力を働き掛けていきます。

基本方針2 スポーツによる社会課題の解決

基本施策3 スポーツを通じた地域の活性化

スポーツに取り組むことで、健康・体力づくりだけでなく、他者との交流を深め、コミュニティ形成や強化につながることで、地域の活性化が図られることが期待されます。

したがって、多くの市民がスポーツにかかわりを持ち、それぞれの取組が、市民同士のつながりを形成することを目指します。

(1) スポーツを通じた交流人口の拡大

①友好都市を活用したスポーツ事業の充実 <スポーツ青少年課>

災害時における相互応援協定を結んでいる各友好都市とのスポーツ交流事業を行っていきます。

(2) 民間企業との協働事業の推進

①プロスポーツチームの試合開催誘致 <スポーツ青少年課> (再掲)

大崎電気（ハンドボール競技）と協力のうえ、総合体育館にてホームゲームを開催することで、プロスポーツの観戦機会を提供します。

また、卓球等、トップアスリートによる試合の開催誘致やイベント等の実施を検討し、観る機会の増加を図ります。

②西武ライオンズの観戦チケット配布 <秘書広報課> (再掲)

「和光市と株式会社西武ライオンズとの連携協力に関する基本協定」（フレンドリーシティー）に基づき、和光市内の園児、小学生、中学生、新婚の方及びパートナーシップの届出をされた方を招待する「野球観戦チケット引換券」を配布します。

(3) アスリートと触れる機会の充実

①トップアスリートに接する機会の提供 <スポーツ青少年課>

トップアスリートや著名人等による講演会等を実施することで、普段はスポーツになじみが少ない人たちに参加してもらい、スポーツをはじめるきっかけづくりを行います。

②スポーツ振興に関する地域協働事業 <スポーツ青少年課、秘書広報課>

埼玉西武ライオンズの選手やOB及びスタッフによる、少年野球連盟に対する経験者向きの教室や、初心者向け教室の開催を実施します。

また、埼玉西武ライオンズが実施するスポーツ振興に関する地域協働事業として、市民に対するイベントや市内小学校に対する体育授業の実施を支援します。

基本施策4 スポーツを通じた健康づくりの推進

平均寿命の延伸が続く中で、平均寿命と健康寿命の差を短縮することができれば、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障負担の軽減が期待できることから、健康寿命をいかに延ばしていくかが重要な課題となっています。

本市では、スポーツを通じた健康づくりとして、誰でも、どこでも行うことができるスポーツの普及を行います。

（1）中間年齢層期（15～60歳）におけるスポーツの充実 （再掲）

①家族で参加できるスポーツの充実 <スポーツ青少年課>

スポーツ推進委員会を中心にパズロック教室等、親子でできるレクリエーション活動を継続して実施していきます。

特に、子育て世代が家族で参加できるスポーツのさらなる充実を目指し、事業内容の検討を行います。

②個人で気軽に参加できるスポーツの充実 <スポーツ青少年課>

指定管理者と連携して総合体育館のサービスプログラムの開催数を増やすなど、個人で参加できるスポーツの充実を図っていきます。

③夜間にできるスポーツの充実 <スポーツ青少年課、産業支援課>

平日の仕事の後など夜間にできるスポーツについて、指定管理者と連携して総合体育館、市民プールの各施設にて夜間開放を行うなど、利用機会の充実を図ります。

また、運動場及び学校体育施設の夜間開放を行い、運動できる場を提供します。

勤労福祉センターを21時まで開館し、夜間にできるスポーツ施設として提供します。

④時間がない中でできる「ながらスポーツ」の紹介 <スポーツ青少年課、健康保健医療課>

スポーツ推進委員会や指定管理者とも協力のうえ、パンフレット作成などによる「ながらスポーツ」の周知とともに、実際に取り組む機会の提供を行っていきます。

また、保健センターの窓口においても運動系のパンフレットを配置し、その中で「ながらスポーツ」について周知・啓発を図ります。

⑤現役世代に対する健康増進支援の実施 <健康保健医療課> 【新規】

自主的な健康づくり行動に役立つ情報の趣旨普及に努めます。

（2）退職後・高齢期（概ね60歳以上）におけるスポーツの充実 （再掲）

①介護予防事業との連携 <スポーツ青少年課、健康保険医療課、長寿あんしん課>

スポーツ推進委員会と連携して、ウォーキング教室やマレットゴルフ等、高齢者も取り組みやすいスポーツ事業を継続して実施します。

また、メタボ予防のために健康教育を実施するとともに、ヘルスサポーター養成講座で運動の必要性を周知し、ヘルスサポーターの定例会で運動の推進を図ります。

さらに、市内13ヶ所において、元気な高齢者を対象とした介護予防事業を継続して実施するとともに、市内の介護予防拠点において、運動や栄養の講座、認知症予防などに資する教室を引き続き実施していきます。

介護予防事業の中では、健康づくりを目的とした運動（「3B体操」「いつまでも元気塾」「健康運動ふれっしゅらいふ」等）を実施します。

また、65歳以上の高齢者において、介護予防事業や通いの場等への参加を促すことで、運動習慣が週1回以上となる割合を増やします。

②家でもできる簡単な運動の紹介 <スポーツ青少年課、健康保険医療課、長寿あんしん課>

スポーツ推進委員及び各施設の指定管理者と連携し、高齢期において、家で実施できる運動の紹介及び教室を実施していくとともに、自宅でもできるトレーニング動画の配信等を行います。

また、保健センター窓口や、特定保健指導、健康相談事業等で、家でもできる簡単な運動を紹介するパンフレットを配布します。

さらに、介護予防事業所が作成した介護予防のための体操動画を YouTube 和光市公式チャンネルでの公開を継続していくとともに、市内の介護予防拠点において、自宅でもセルフトレーニングができるように指導を行い資料の配布を行っていきます。

(3) 健康づくりを意識したスポーツの推進

①わこう健康マイレージの周知 <健康保険医療課>

市民の”楽しく健康づくり”を推進するため、スマホアプリを使用した「わこう健康マイレージ」をPRして、若い世代の参加者の増加を目指します。

さらに、ウォーキングをはじめとした、運動・身体活動のメリットや方法について周知します。

②ヘルスサポーターの養成 <健康保険医療課>

毎年、ヘルスサポーター養成講座を実施し、ヘルスサポーターによる地域での自主的な健康づくり活動を積み重ねて、地域に浸透させます。

また、セルフヘルスケアマネジメントの支援として、ラジオ体操等を一般市民に普及させていきます。

基本施策5 スポーツによる共生社会の実現

本市では、東京2020大会に向けて機運醸成のための様々な取組を各分野の関連団体・機関と連携して実施してきました。

今後は、これらの実績をレガシーとして継承し、スポーツを通じた国際交流や協力の機会の創出、障害者スポーツの推進、ボランティアの活用など、共生社会の実現に向け、様々な取組を推進していきます。

(1) 気軽にできるスポーツ・レクリエーションの推進**①誰でも楽しめるようなスポーツの推進 <スポーツ青少年課>**

共生社会実現に向け、誰でも気軽にスポーツを楽しめるように、スポーツ推進委員が中心となって、スポーツ・レクリエーションを推進します。

②地域のスポーツ行事への支援 <スポーツ青少年課>

スポーツ推進委員などにより、地域のスポーツ行事への支援を行うことで、地域での様々な活動や、それを通して生まれていたコミュニティの更なる活性化を図ります。

②多様化する情報発信ツールの活用 <スポーツ青少年課>【新規】(再掲)

市が発信するSNS等のメディアを用いて、様々な手段でスポーツ情報を発信していきます。

特に、国の「スポーツ」の定義を踏まえ、趣味や交流のために気軽に体を動かすことや、日常生活や仕事・家事の合間の簡単な運動も「スポーツ」と捉えて楽しく取り組んでいただけるよう、情報を発信していきます。

(2) 障害者におけるスポーツの推進**①障害者スポーツの実施 <スポーツ青少年課、社会援護課>**

市内の障害者団体と協議・連携し、障害者が参加できるスポーツ教室等、機会の提供に努めます。

また、新型コロナウイルスなど、感染症の影響下でも実施できるよう、実施方法を検討して障害者スポーツ大会の開催に取り組みます。

②和光市以外などからの障害者スポーツ情報の周知 <スポーツ青少年課、社会援護課>

県やスポーツ団体等から障害者スポーツ事業の開催等について連絡及び周知があった場合には関係団体への連絡のほか、窓口等にてチラシの掲示を行い、周知を図ります。

また、埼玉県等、市外で開催される障害者スポーツ大会（チャレンジドスポーツ大会）のチラシを窓口で配布して周知し、市内からの参加者を募ります。

③障害者も参加できるスポーツ・レクリエーションの推進 <スポーツ青少年課、社会援護課>

スポーツ推進委員がニュースポーツ教室等を行う際、障害者でも参加できる種目とすることで、障害者にスポーツの紹介及び体験機会の提供を行います。

(3) スポーツの国際交流 【新規】**①スポーツ事業による交流 <スポーツ青少年課> 【新規】**

外国人の方が気軽に参加出来る事業の実施、紹介を行います。

②スポーツ施設における外国人利用者への対応 <スポーツ青少年課> 【新規】

外国人の方が利用しやすいよう、施設案内の多言語化等を実施します。

基本方針3 スポーツを通じた地域活動の充実

基本施策6 スポーツ団体の活動支援

本市のスポーツ推進には、スポーツ協会やスポーツ推進委員、その他地域団体等の活動が重要な役割を果たしています。また、スポーツ競技団体等には加盟せずにスポーツを楽しんでいる個人、スポーツ団体も数多くあり、本市のスポーツの推進に貢献しています。

引き続き、このようなスポーツ関連団体と協力・連携を図りながら、市のスポーツ事業の推進に取り組めます。

(1) スポーツ団体活動の充実

①施設利用の利便性向上 <スポーツ青少年課>

スポーツ団体等に利用機会を提供するために、ホームページを活用して施設の利用状況等の情報提供をすることで、施設利用の利便性向上を図ります。

②スポーツ団体の活動支援 <スポーツ青少年課>【新規】

多種多様な事業を展開していくためのスポーツ団体の担い手が不足しているため、各団体の活動や自立した組織運営を支援します。

(2) 地域におけるスポーツの充実

①スポーツ施設の利用促進 <スポーツ青少年課>【新規】

運動場、総合体育館やアーバンアクア公園及び広沢複合施設の市民プールなど、スポーツ・レクリエーションの活動拠点として利活用を促進します。

②スポーツ推進委員によるスポーツの紹介・指導 <スポーツ青少年課>

スポーツ推進委員が各団体より依頼を受け、希望に応じたスポーツの紹介・指導を行います。

③総合型地域スポーツクラブの設置 <スポーツ青少年課>

子どもから大人まで多世代にわたり身近な地域でスポーツに親しむことができる総合型地域スポーツクラブについて、設置の意向に沿った情報の提供を行います。

基本施策7 スポーツを支える人材の育成・確保

スポーツに取り組むには、指導者や審判のほか、多くのボランティアなどの関係者による「支える」人が必要不可欠です。

したがって、スポーツボランティアに関する情報を積極的に提供するなど、ボランティア活動の支援を行うほか、スポーツ推進委員や市内で活動するスポーツ関連団体と協力・連携し、人材育成を含めたスポーツ推進に取り組みます。

(1) 指導者の育成と資質向上

①スポーツ少年団における指導者研修等の開催支援 <スポーツ青少年課>

充実したスポーツ少年団活動をする上で必要不可欠な要素である指導者等について、その大切さや果たす役割に関する理解を深めるため、スポーツ少年団に係る指導者を対象とした研修事業を支援します。

また、スポーツ少年団で活躍する子どもたちの保護者を対象とした研修、講習会の開催を支援します。

②年齢、技能レベルや志向に対応した、スポーツ指導者の育成 <スポーツ青少年課> 【新規】

ケガのリスクを低くするテーピング講座や、AEDを用いた救命救急講習等、市民が安心・安全にスポーツに取り組むために技能向上を目指す講座を、指定管理者やスポーツ協会と連携して実施します。

(2) スポーツボランティアの確保と活用

①スポーツボランティアの募集 <スポーツ青少年課>

地域の力で市のスポーツを盛り上げていくとともに、市民がスポーツを身近なものに感じられるように、大規模なスポーツ事業の開催においてスポーツボランティアを募集します。

(3) スポーツ推進委員の活性化 【新規】

①スポーツ推進委員の充実 <スポーツ青少年課> 【新規】

スポーツ推進委員の人材確保に努めるとともに、地域スポーツの推進役としての資質向上を図るため、スポーツ推進委員の研修を充実します。

②スポーツ推進委員の認知度の向上 <スポーツ青少年課> 【新規】

スポーツ推進委員の役割及び重要性と必要性について、市民に浸透を図り、認知度の向上に努めます。

4 成果指標

成果指標については、現計画において大目標としていた「週1回以上スポーツをする人の割合」を本計画においても、全体の成果指標と設定します。

その他にも、各施策の効果を検証するための指標を基本方針ごとに設定します。

計画全体の成果指標	現状値	目標値
指標1:週1回以上スポーツをする人の割合(%) (スポーツ・レクリエーション活動に関する市民意識調査)	66.8% (R4)	70.0% (R9)

基本方針1「誰もがスポーツを楽しめる環境の充実」の成果指標	現状値	目標値
指標2:市が実施するスポーツ事業に参加した事がある人の割合(%) (スポーツ・レクリエーション活動に関する市民意識調査)	23.1% (R4)	40.0% (R9)
指標3:体験型スポーツ事業の参加者数(人) 【スポーツ青少年課集計】	-----人 (R4)	-----人 ^{※1} (R9)
指標4:年1回以上、スポーツを現地で観戦したことがある市民の割合(%) (スポーツ・レクリエーション活動に関する市民意識調査)	21.4% (R4)	40.0% (R9)
指標5:市内のスポーツ施設の延べ利用人数(人) 【スポーツ青少年課集計(和光市教育振興計画)】	467,265人 (R1)	500,000人 ^{※2} (R9)

※1 今後、開催状況をみて目標値を設定。

※2 市内スポーツ施設の利用者は、コロナ禍により令和2年度以降大きく減少したため、令和元年度の利用人数を現状値とし、和光市教育振興計画における目標値(令和7年度:500,000人)を令和9年度の目標値に適用する。

基本方針2「スポーツによる社会課題の解決」の成果指標	現状値	目標値
指標6:健康づくりを目的とした事業の参加者数(人) 【スポーツ青少年課集計】	1,717人 (R4)	-----人 (R9)
指標7:高齢者で週1回以上運動をしている者の割合(%) (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	75.9% (R3)	77.0% (R9)
指標8:週に1回以上スポーツをする障害者(成人)の割合(%) (和光市チャレンジドチェック(ニーズ調査))	37.9% (R1)	40.0% (R9)
指標9:障害者スポーツを観戦したり体験したことがある人の割合(%) (スポーツ・レクリエーション活動に関する市民意識調査)	7.0% ^{※3} (R4)	10.0% (R9)

※3 令和4年度は市民意識調査において「観戦したことがある」と回答した人の割合。

基本方針3「スポーツを通じた地域活動の充実」の成果指標	現状値	目標値
指標10:市内で活動するスポーツ団体の加盟者数(人) 【スポーツ青少年課集計】	2,051人 (R4)	2,150人 (R9)
指標11:最近1年間でスポーツボランティアとして参加した経験がある18歳以上の人の割合(%) (スポーツ・レクリエーション活動に関する市民意識調査)	6.9% (R4)	10.0% (R9)
指標12:スポーツ推進委員の認知度(%) (スポーツ・レクリエーション活動に関する市民意識調査)	16.5% ^{※4} (R4)	30.0% (R9)

※4 市民意識調査において「活動内容まで知っている」、「名前だけ知っている」と回答した人の割合。

第5章 計画の推進



1 計画の推進体制

スポーツ推進計画の各実施施策を総合的かつ計画的に推進するために、以下のとおり、市民やスポーツ推進関係団体や民間企業等がそれぞれの立場から主体的に取り組めるように、連携、協働します。

(1) 市民のニーズの把握と反映

市民が気軽にスポーツに親しむきっかけをつくります。

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法について、市民や関係団体からの意見やニーズを把握し、反映に努めます。

(2) スポーツ団体、民間企業等との連携、協働

計画の推進や目標を達成するためには、本市で活動する各種スポーツ関連団体の参画が不可欠です。

スポーツ協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員、地域団体（自治会、障害者団体、小・中学校校長会、地域青少年を育てる会連合会、生きいきクラブ連合会等）、市の施設を管理運営している指定管理者等との連携・協働を推進していきます。

(3) 全庁的な推進体制

スポーツ推進に関わる部署は、スポーツの担当課だけではなく、シティプロモーション、福祉、公園管理、学校教育、社会教育の担当課等、広範囲にわたります。

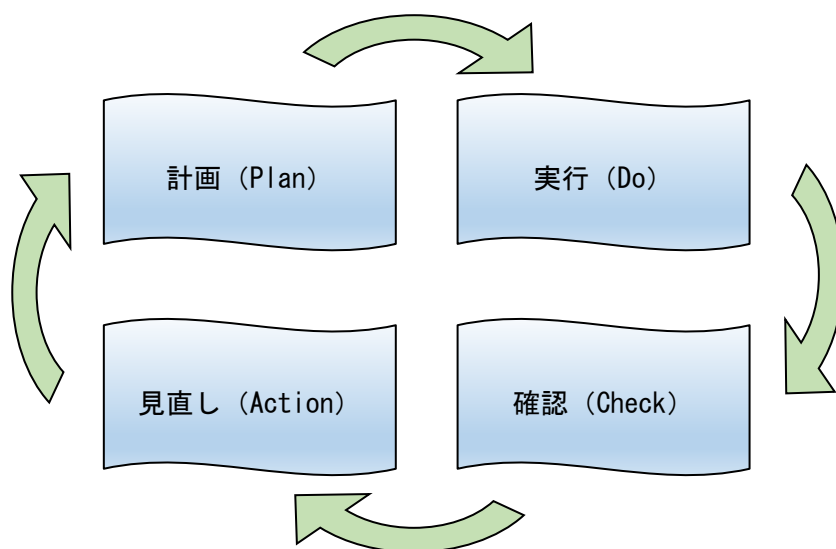
本計画で定めた基本目標の実現に向けて、各部署間の綿密な情報交換と連携により、各施策を効率的かつ効果的に推進していくとともに、毎年ヒアリングを行い、各担当所管課における計画の取組状況の把握に努めます。

2 計画の進行管理

本計画の着実な推進を図るため、P l a n（計画を立てる）、D o（実行する）、C h e c k（確認（評価・検討）する）、A c t i o n（見直し、改善策を講じる）という、「P D C A」のサイクルを踏まえた計画の進行管理を随時行います。

計画に掲げた施策については、スポーツ青少年課が中心となり、具体的な取組についての進捗管理を行うとともに、指標の達成状況を計り、改善策の検討も含めた評価を行います。

また、計画の期間内においても、市民の意向や社会環境、スポーツ環境の変化、計画の実施状況を踏まえて、必要な見直しを行うこととし、計画最終年度には進捗状況を総合的に評価し、次期計画に向けた効果的な施策へつなげます。



資料編

1 第2期和光市スポーツ推進計画策定経過

令和4年

5月10日	第1回 第2期和光市スポーツ推進計画庁内検討委員会 開催
5月27日	第1回 第2期和光市スポーツ推進計画策定委員会 開催
6月14日	第2回 第2期和光市スポーツ推進計画庁内検討委員会 開催
6月28日	第2回 第2期和光市スポーツ推進計画策定委員会 開催
7月	スポーツ・レクリエーション活動に関する市民意識調査 (小学校5年生、中学校2年生対象)
7～8月	スポーツ・レクリエーション活動に関する市民意識調査 (市民対象)
7月21日	第3回 第2期和光市スポーツ推進計画庁内検討委員会 開催
9月30日	第3回 第2期和光市スポーツ推進計画策定委員会 開催
10月28日	第4回 第2期和光市スポーツ推進計画庁内検討委員会 開催
10月15・18日	和光市スポーツ推進計画策定に伴う意見交換会 開催
12月9日	第4回 第2期和光市スポーツ推進計画策定委員会 開催

令和5年

1月17日	第5回 第2期和光市スポーツ推進計画庁内検討委員会 開催
1月21日～ 2月12日	「第2期和光市スポーツ推進計画（素案）」に対するパブリック・コメント 実施
1月22日	「第2期和光市スポーツ推進計画（素案）」に対する説明会 実施
2月20日	第6回 第2期和光市スポーツ推進計画庁内検討委員会 開催
3月6日	第5回 第2期和光市スポーツ推進計画策定委員会 開催
3月23日	定例教育委員会において「第2期和光市スポーツ推進計画」を策定

(1) スポーツ推進計画策定委員会

① 第2期和光市スポーツ推進計画策定委員会 設置要綱

令和4年3月16日
教委要綱 第3号

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条の規定により第2期和光市 スポーツ推進計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、第2期和光市スポーツ推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、計画の素案を検討し、その結果を教育委員会に報告する。

(策定委員会の組織等)

第3条 策定委員会は、委員11人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 市内関係団体を代表する者 7人以内
- (3) 市内に勤務する者 1人以内
- (4) 市民 1人以内

2 委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から前条の規定による報告があった日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員のうちから教育委員会が指名する者をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、教育委員会事務局スポーツ青少年課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条の規定による報告があった日限り、その効力を失う。

② 第2期和光市スポーツ推進計画策定委員会 委員名簿

(敬称略)

選任の区分	氏 名	備 考
第1号委員 (学識経験を有する者)	◎飯田 路佳	十文字学園女子大学人間生活学部 健康栄養学科
第1号委員 (学識経験を有する者)	大野賀 政昭	国立保健医療科学院 医療・福祉サービス研究部
第2号委員 (市内関係団体を代表する者)	横島 秋男	和光市体育協会
第2号委員 (市内関係団体を代表する者)	○朽木 亮	和光市スポーツ推進委員連絡協議会
第2号委員 (市内関係団体を代表する者)	富澤 勝広	和光市スポーツ少年団本部
第2号委員 (市内関係団体を代表する者)	藤 律之	和光市小中学校長会
第2号委員 (市内関係団体を代表する者)	荒木 保敏	和光市社会福祉協議会
第2号委員 (市内関係団体を代表する者)	山崎 岩男	和光市生きいきクラブ連合会
第2号委員 (市内関係団体を代表する者)	新井 悦子	和光市青少年を育てる会連合会
第3号委員 (公募による市民)	鷹栖 藍太朗	公募による選出
第3号委員 (公募による市民)	尾野 日登美	公募による選出

◎委員長 ○副委員長

(2) 第2期和光市スポーツ推進計画庁内検討委員会

① 第2期和光市スポーツ推進計画庁内検討委員会 設置要綱

令和4年3月16日
教委要綱 第2号

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条の規定により第2期和光市スポーツ推進計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、庁内における検討を行うため、第2期和光市スポーツ推進計画庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、計画で定めるスポーツの推進に関する事項について検討するものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、スポーツ青少年課長をもって充てる。

3 副委員長は、生涯学習課長をもって充てる。

4 委員は、総務人権課、産業支援課、社会援護課、保育施設課、長寿あんしん課、健康保健医療課及び学校教育課に属する統括主査以上の職にある職員のうち、これらの課の長がそれぞれ指名する者をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、その事務を処理するために必要があると認めるときは、検討委員会の会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出、意見の聴取その他必要な協力を求めることができる。

(部会)

第5条 委員会に会議の運営上必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、検討委員会の委員のうちから委員長が指名する委員をもって組織する。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局スポーツ青少年課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱は、計画を策定した日限り、その効力を失う。

② 第2期和光市スポーツ推進計画庁内検討委員会 委員名簿

(敬称略)

部署	庁内検討委員	
	役職	氏名
産業支援課	課長補佐	大里 裕美子
総務人権課	統括主査	斉藤 寛子
社会援護課	課長補佐	野口 晋央
長寿あんしん課	課長補佐	浅井 里美
健康保険医療課	統括主査	梶原 絵里
保育施設課	統括主査	柳田 弘喜
学校教育課	副主幹兼指導主事	平山 計
生涯学習課	課長	亀井 義和
スポーツ青少年課	課長	鈴木 克明

(3) 意見交換会

① 和光市スポーツ推進計画策定に伴う意見交換会

(1) 意見交換会の目的

将来のスポーツ振興のあり方や指針を明確にするための「第2期和光市スポーツ推進計画」について、市民の方々からスポーツ振興に関する様々な意見やアイデアを直接出していただき、計画の参考とすることを目的としました。

意見交換会では、3つのテーマを設けて、各テーマにおいて、和光市に対して感じている「課題・意見」とそれに対する「取組やアイデア」を洗い出しました。

(2) 開催日時・場所

【開催日】 1回目：10月15日（土）（10:00～）（2時間程度）

2回目：10月18日（火）（19:00～）（2時間程度）

【場 所】和光市役所（6階会議室）

(3) 実施方法

参加者を各日2グループに分けて、以下の流れで意見交換会を実施しました。

1)開会、挨拶

2)和光市のスポーツに関する現状について説明

参加者の方々にアンケート調査結果の概要やこれまでの市の取組状況を報告しました。

3)テーマごとに「課題・意見」を意見交換

2)をもとに、以下の各テーマに沿って市のスポーツの取組に関する「課題・意見」をグループ内で話し合いました。

《3つのテーマ》

- ① スポーツをしていない人がスポーツをはじめるためには
- ② ライフステージにあったスポーツ活動の推進
- ③ 和光市全域でスポーツを行いやすい環境を整えていくためには

4)「課題・意見」に対する「取組やアイデア」の意見表出

3)で出た市の現状・課題を解決するための「取組やアイデア」をグループ内で話し合いました。

5)グループとして発表する内容のまとめ

グループ内で「課題・意見」と「取組やアイデア」をまとめたうえで、グループごとに発表しました。

6)閉会、挨拶

(4) 結果

1) 和光市スポーツ推進計画策定に伴う意見交換会 第1回

【日時】 10月15日(土)(10:00～)

【参加人数】 11人(Aグループ5人、Bグループ6人)

【意見交換会のまとめ】

【Aグループ】	
課題・意見	取組やアイデア
テーマ① スポーツをしていない人がスポーツをはじめするためには	
・男性のスポーツ参加が少ない ・男性の参加場所が少ない ・スポーツをはじめために、外へ1歩飛び出すことが難しい	・高齢者は声を出す ・あいさつ運動(活動)への参加 ・運動を通じた交流が必要 ・個人が気軽にできるスポーツの普及 ・公共による刊行物の発行 ・地域とのつながり ・有名人を読んだ事案・開催で人が集まる ・スポーツ体験の場の提供 ・デモンストレーション ・周知活動
テーマ② ライフステージにあったスポーツ活動の推進	
・忙しい ・情報が少ない ・趣味と義務	・体育団体の運営にかかる義務の分散 ・体を動かしながら、外に出るきっかけ作り ・子どもと高齢者が接点を持つ ・散歩や魅力ある街をきっかけとする ・歩いてもらうきっかけ
テーマ③ 和光市全域でスポーツを行いやすい環境を整えていくためには	
・活動できる場所が少なく、人が集中する ・和光市内の施設が中途半端 ・場所が悪い(遠い)	・スポーツができる場所を低額または無料で提供する ・指導員やボランティアの人員を確保する ・公園の有効活用 ・箱物だけでなく、公園などで散歩がしやすくなるように整備を行う

【Aグループ】まとめ

テーマ① スポーツをしていない人がスポーツをはじめるためには

- ・周知活動のために行政からチラシを配る。
- ・広報を作る。

テーマ② ライフステージにあったスポーツ活動の推進

- ・団体でスポーツをする際、運営の仕事を分散させることで準備に係る義務感を軽減させる。
- ・ひとりで運動を楽しみたい方に向けて、外に出るきっかけをつくる。
- ・高齢者の方が子どもと散歩をしたり、和光市の魅力ある町を歩いてみる、というような外に出るきっかけをつくる。

テーマ③ 和光市全域でスポーツを行いやすい環境を整えていくためには

- ・運動場や和光市総合体育館の場所が遠いため、近くにある公園などを散策しやすい活用ができるように整備をする。
- ・場所を安い金額で貸す。または無料で使えるようにする。
- ・指導者やボランティアの方の人員確保をする。

－「課題・意見」「取組やアイデア」の洗い出しとグループ発表の様子（Aグループ）－



【Bグループ】	
課題・意見	取組やアイデア
テーマ① スポーツをしていない人がスポーツをはじめるためには	
・スポーツを始めるときに費用がかかる ・スポーツをするきっかけが少ない ・市の施設では営利目的の宣伝ができない ・来てもらう手段がない	・きっかけ作りとなる無料イベントを増やす ・告知できる環境を整える ・施設の充実（良さ）を伝える ・自治会 ・体力測定が定期的に行けるといい ・栄養指導
テーマ② ライフステージにあったスポーツ活動の推進	
・自分の年齢にあったスポーツ方法が分からない ・小さい子どもがいると、スポーツをする時間や場所が限られる ・体力測定をする機会がない ・交通手段が限られている	・年齢別で出来るスポーツの魅力を伝える ・広報わこうのスポーツ版 ・バスを走らせる ・スポーツはりハビリ効果もある ・施設の巡回バス ・健康診断の際に告知する ・自治会（①と同様） ・体力測定が定期的に行けるといい（①と同様） ・栄養指導（①と同様） ・健康測定と啓発 ・近所の集会所・自治会で発信する ・他市との比較
テーマ③ 和光市全域でスポーツを行いやすい環境を整えていくためには	
・障がい者の方でもできるスポーツが少ない ・施設の充実（家の近くにないため） ・公園での禁止事項が多い ・情報発信や告知できる場が少ない	・スポーツの楽しさを伝える ・ハードルを下げる ・公園ルールの緩和 ・レクリエーションや遊び感覚で始める ・スポーツをはじめるきっかけとなるイベント ・学校のPTAと連携をとる ・スポーツに関する質問をなげかける



【Bグループ】 まとめ
テーマ① スポーツをしていない人がスポーツをはじめるためには ・自治会や学校でスポーツに関する質問を投げかけ、いろんな種類のスポーツを知るきっかけとし、そこから間をあけずに無料の体験イベントや体力測定に続けて来てもらう。「きっかけを作る、知る、来てもらう」という一連の流れを実施する。 （次頁続く）

【Bグループ】まとめ

テーマ① スポーツをしていない人がスポーツをはじめるためには

- ・公園の「野球やサッカーがダメ」という禁止事項を緩和して、子どもたちができることを広げる。スポーツはルールがあって競技になってしまうため、遊び感覚のレクリエーションとすることで、きっかけのハードルを下げる。

テーマ② ライフステージにあったスポーツ活動の推進

- ・広報わこうのスポーツ版を作成できれば、多くの施設を発信できる。
- ・家から施設までの距離が遠いため、施設の巡回バスができるといい。バスの本数も増やす。
- ・スポーツが盛んな他市を見学してみる。
- ・交通機関の充実を図る。

テーマ③ 和光市全域でスポーツを行いやすい環境を整えていくためには

- ・アンケートから情報発信、情報発信からイベントまでの期間を短くして、実際に「やってみる」ところまでを短期間で行う。
- ・広報わこうのスポーツ版を作成できれば、多くの施設を発信できる。(②と同様)

－「課題・意見」「取組やアイデア」の洗い出しとグループ発表の様子（Bグループ）－



2)和光市スポーツ推進計画策定に伴う意見交換会 第2回

【日時】 10月18日(火)

【参加人数】 7人(Aグループ4人、Bグループ3人)

【意見交換会のまとめ】

【グループA】	
課題・意見	取組やアイデア
テーマ① スポーツをしていない人がスポーツをはじめるためには	
・公園のルールが厳しい ・家庭を持つと時間を作ることが難しい ・仕事の影響 ・運動できる場所が限られている ・近所でボール遊びが出来ない ・スポーツ団体に加入すると負担が増える ・コロナ禍で外出する回数が減った ・外のスポーツは時間が限られる ・ホームページを見てもらえない ・SNSでのスポーツに関する情報が少ない	・スポーツに対するハードルを下げる ・公園にスポーツができるリング等の設置 ・市内小学校の設備充実
テーマ② ライフステージにあったスポーツ活動の推進	
・就職して忙しくなった ・小学校の設備が不足している ・スポーツ事業への関心が少ない ・一緒にスポーツする人が少なくなった ・競技人口の減少、チーム数の減少 ・高齢者はネット活用が難しい	・ウォーキングや散歩など軽い運動から始める
テーマ③ 和光市全域でスポーツを行いやすい環境を整えていくためには	
・場所がない ・施設に対する認知度が低い ・スポーツ用具の費用負担 ・情報発信が少ない ・夜間帯に利用できる施設が少ない ・施設に行くまでの交通情報が不足している ・道具置き場がない	・児童センターの有効活用 ・SNSを活用した情報発信 ・和光市でスポーツに関する特集の情報発信 ・市役所、市民広場でスポーツできるスペースを作る

【グループA】まとめ

テーマ① スポーツをしていない人がスポーツをはじめるためには

- ・ゲーム感覚で楽しめる体を動かす場が提供できるといい。
- ・気軽に体を動かすことができるイベントの回数を増やす。定期的に活動を実施する。

テーマ② ライフステージにあったスポーツ活動の推進

- ・参加してもらえよう分かりやすく詳細な情報を発信する。
- ・老若男女楽しめる手軽な参加しやすいイベントの提案をする。
- ・気軽に始められる運動の提案をする。(健康改善やリハビリ効果)
- ・無料体験イベントを行う。
- ・またスポーツを始めようと思ってもらえるようなイベントを考える。
- ・ニュースポーツのイベントを実施する。

テーマ③ 和光市全域でスポーツを行いやすい環境を整えていくためには

- ・アクセス面で分かりやすい周知をする。
- ・自分に合ったレベルのスポーツや日時の確認ができるスポーツのサイトがあると便利。(1つのサイトで完結)
- ・使わなくなった用具をシェアする。(おさがり)
- ・規模の大きいイベントで周知活動をする。
- ・市のシステムを有効活用し、幅広い世代に情報発信をする。
- ・スポーツ版の特集に様々な情報を掲載する。

ー「課題・意見」「取組やアイデア」の洗い出しとグループ発表の様子（Aグループ）ー



【グループB】	
課題・意見	取組やアイデア
テーマ① スポーツをしていない人がスポーツをはじめるためには	
・スポーツにかかる費用 ・場所が無い ・時間が無い ・同じ場所に集まるのが難しい	・無料体験や割引の実施 ・一緒にやる仲間 ・場所 ・一人で出来るスポーツの普及（プールなど） ・周知 ・スポーツ、体を動かすことで、体に良い、ダイエット、認知症予防の効果がある ・SNSでの発信 ・情報発信ツールの利用
テーマ② ライフステージにあったスポーツ活動の推進	
・高齢になってからスポーツに新しく取り組めない ・テニスなどの球技は一人で出来るスポーツではない ・体験会等で申し込みや予約が必要な場合、ハードルが高くなる ・HADOなどのニュースポーツが知られていない	・一人で出来るスポーツの普及（プールなど）（①と同様） ・スポーツ、体を動かすことで、体に良い、ダイエット、認知症予防の効果がある（①と同様） ・家族、子供など一緒に出来るスポーツを ・教室などの開催 ・体験会などオープンな場 ・気軽に楽しめる ・ふらっと参加出来る環境
テーマ③ 和光市全域でスポーツを行いやすい環境を整えていくためには	
・スポーツができる場所を知らない、分らない ・施設に立体駐車場はあるが、施設そのものの場所が遠い ・バスのルートなどの需要があれば交通手段を増やす ・運動で汗、汚れが出ること ・安全性	・有名選手に会いに行く ・施設に向かうための送迎バス（スクールバスなど） ・更衣室、シャワー等設備の充実 ・スポーツ施設と利用者の信頼関係 ・公民館など身近な所でスポーツが出来ることを知らない ・指導者などのサポート（熱中症など）



【グループB】まとめ

テーマ① スポーツをしていない人がスポーツをはじめするためには

- ・きっかけづくりとしての無料体験会や割引の実施を SNS など で情報発信する。

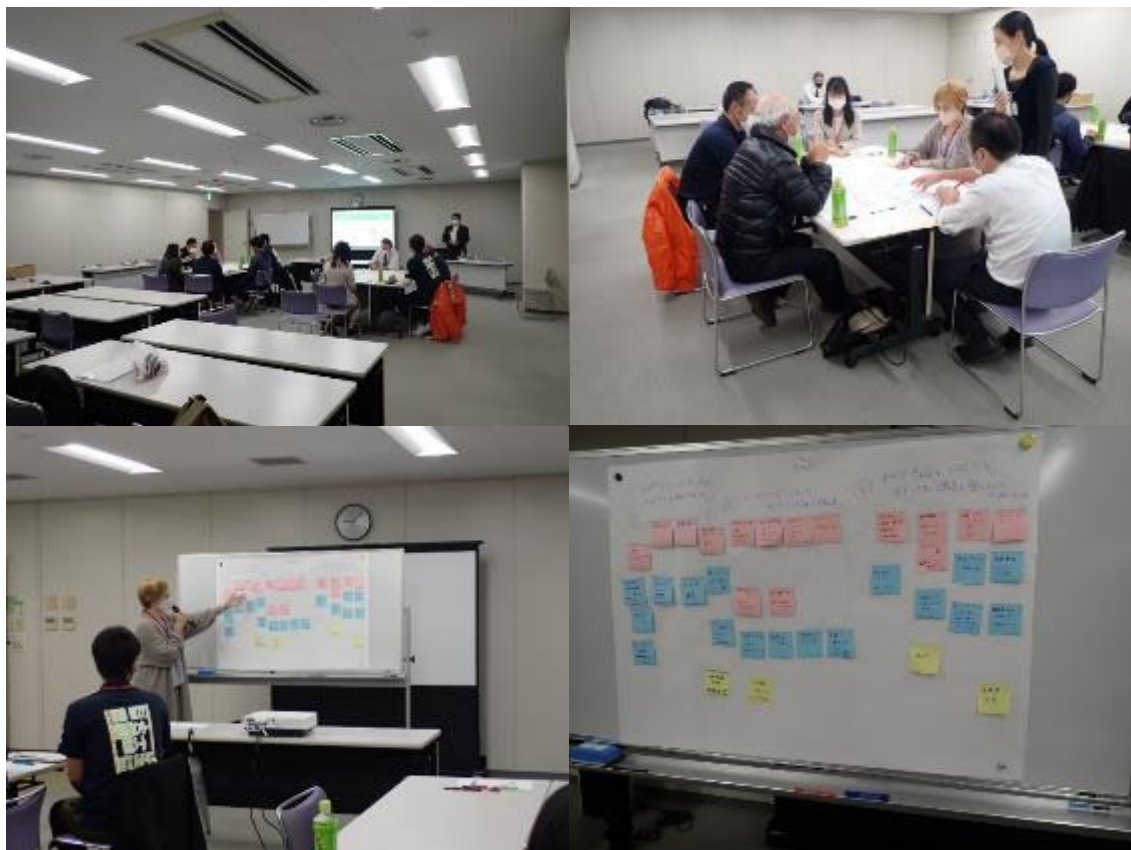
テーマ② ライフステージにあったスポーツ活動の推進

- ・きっかけづくりとしての無料体験会や割引の実施を SNS など で情報発信する。(①と同様)
- ・多年齢、多世代にとって取り組みやすいスポーツを実施する。(ポッチャなど)

テーマ③ 和光市全域でスポーツを行いやすい環境を整えていくためには

- ・施設までの送迎バスを充実させる。
- ・安全面に配慮した、信頼できる指導者を充実させる。

ー「課題・意見」「取組やアイデア」の洗い出しとグループ発表の様子（Bグループ）ー



(5) 総括

意見交換会では、グループごとの視点で活発に議論をすることができ、その結果、新たな発見が生まれるとともに、和光市としてのスポーツに対する課題や解決策が浮き彫りになりました。

また、話し合いのなかで、複数のテーマに対して共通の意見が出てくるなど、スポーツという広い枠組みでの課題や求められている取組について把握する事ができました。

② スポーツ推進計画への反映

(1) 取組やアイデアのまとめ

2日間にわたる意見交換会で出された取組やアイデアを整理すると、以下の通りです。

テーマ① スポーツをしていない人がスポーツをはじめするためには

●情報発信の強化・充実

- ・チラシや広報を作成し、配布する。
- ・きっかけづくりとしての無料体験会や割引の実施を SNS などで情報発信する。
- ・「スポーツ」を遊び感覚のレクリエーションとすることで、きっかけのハードルを下げる。

●スポーツの場や機会の提供

- ・「きっかけを作り、知る、来てもらう」という一連の流れを実施する。
(自治会や学校でスポーツに関する質問を投げかけ、いろんな種類のスポーツを知るきっかけとし、そこから間をあけずに無料の体験イベントや体力測定に続けて来てもらう。)
- ・公園の「野球やサッカーがダメ」という禁止事項を緩和して、子どもたちができることを広げる。
- ・ゲーム感覚で楽しめる体を動かす場を提供する。
- ・気楽に体を動かすことができるイベントの回数を増やす。定期的に活動を実施する。

テーマ② ライフステージにあったスポーツ活動の推進

●情報発信の強化・充実

- ・きっかけづくりとしての無料体験会や割引の実施を SNS などで情報発信する。(①と同様)
- ・広報わこうのスポーツ版を作成できれば、多くの施設を発信できる。
- ・参加してもらえよう分かりやすく詳細な情報を発信する。
- ・気軽に始められる運動の提案をする。(健康改善やリハビリ効果)

●スポーツの場や機会の提供

- ・高齢者の方が子どもと散歩をしたり、和光市の魅力ある町を歩いてみる、というような外に出るきっかけをつくる。
- ・ひとりで運動を楽しみたい方に向けて、外に出るきっかけをつくる。
- ・多年齢、多世代にとって取り組みやすいスポーツを実施する。(ボッチャなど)
- ・老若男女楽しめる手軽な参加しやすいイベントの提案をする。
- ・無料体験イベントを行う。
- ・またスポーツを始めようと思ってもらえるようなイベントを考える。
- ・ニュースポーツのイベントを実施する。

●その他

- ・団体でスポーツをする際、運営の仕事を分散させることで準備に係る義務感を軽減させる。
- ・施設を巡回するバスの運行・増便など、交通機関の充実を図る。
- ・スポーツが盛んな他市を見学してみる。

テーマ③ 和光市全域でスポーツを行いやすい環境を整えていくためには

●情報発信の強化・充実

- ・自分に合ったレベルのスポーツや日時の確認ができる1つのサイトで完結するスポーツのサイト。
- ・市のシステムを有効活用し、幅広い世代に情報発信をする。
- ・アンケートから情報発信、情報発信からイベントまでの期間を短くして、実際に「やってみる」ところまでを短期間で行う。
- ・広報わこうのスポーツ版を作成できれば、多くの施設を発信できる。(②と同様)
- ・スポーツ版の特集に様々な情報を掲載する。
- ・規模の大きいイベントでの周知活動。

●スポーツの場や機会の提供

- ・運動場や和光市総合体育館の場所が遠いため、近くにある公園などを散策しやすい活用ができるように整備をする。
- ・場所を安い金額で貸す。または無料で使えるようにする。
- ・アクセス面で分かりやすい周知をする。
- ・施設までの送迎バスの充実。

●スポーツに関わる人材の育成

- ・指導者やボランティアの方の人員確保をする。
- ・安全面に配慮した、信頼できる指導者を充実させる。

●その他

- ・使わなくなった用具のシェア。(おさがり)

(2) 推進計画への反映

整理した取組やアイデアをスポーツ推進計画における取組に反映させると、以下の通りです。

テーマ① スポーツをしていない人がスポーツをはじめるためには	
ご意見	計画への反映
●情報発信の強化・充実	○施策の方向性2：多様なスポーツ活動の推進 (4) スポーツ情報の積極的な発信 ②多様化する情報発信ツールの活用 ○施策の方向性5：スポーツによる共生社会の実現 (1) 気軽にできるスポーツ・レクリエーションの推進 ③多様化する情報発信ツールの活用
●スポーツの場や機会の提供	○施策の方向性5：スポーツによる共生社会の実現 (1) 気軽にできるスポーツ・レクリエーションの推進 ②地域のスポーツ行事への支援
●スポーツに関わる人材の育成	○施策の方向性7：スポーツを支える人材の育成・確保 (1) 指導者の育成と資質向上 ①スポーツ少年団における指導者研修等の開催支援
●その他（交通機関の充実）	○施策の方向性2：多様なスポーツ活動の推進 (5) 安心・安全なスポーツ事業への取組 ①交通の利便性向上

(4) パブリック・コメント

① 第2期和光市スポーツ推進計画（素案）に対する説明会の実施

【開催日時】令和5年1月22日（日）14:00～

【開催場所】市役所6階 602会議室

【開催結果】参加者なし

② 第2期和光市スポーツ推進計画（素案）に対するパブリック・コメントの実施

【期間】令和5年1月21日～2月13日

【募集結果】提出意見なし

2 関係法令

(1) スポーツ基本法

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条―第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条―第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条―第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条―第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条―第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要

な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができる

よう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

（国民の参加及び支援の促進）

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

（スポーツ基本計画）

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツ

の推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

（指導者等の養成等）

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ施設の整備等）

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

（学校施設の利用）

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他

のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた

資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会）

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

（企業、大学等によるスポーツへの支援）

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

（ドーピング防止活動の推進）

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるもの

とする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であって、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

附則（平成二四年八月二二日法律第六七号）抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附則（平成二六年六月二〇日法律第七六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二八年五月二〇日法律第四七号）

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年六月二〇日法律第五六号）抄

(施行期日)

1 この法律は、平成三十五年一月一日から施行する。ただし、第二十六条第一項の改正規定（「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定（「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。）並びに第二十七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成三〇年六月二〇日法律第五七号）抄

(施行期日)

1 この法律は、平成三十二年一月一日から施行する。

3 市内スポーツ施設・公園施設

(令和5年3月現在)

(1) 市内スポーツ施設

施設名	詳細
総合体育館	 (外観) 開館時間：9時00分～23時00分 施設概要：メインアリーナ、サブアリーナ、柔道場、剣道場、弓道場、軽スポーツ室、研修室、会議室、ランニングコース 住所：広沢3-1
アーバンアクア公園 (和光スポーツアイランド)	 (全景) 開館時間：8時00分～16時00分（但し5月～8月は18時00分まで） 施設概要：野球場・サッカー場・テニス場・フットサル場・多目的広場 住所：新倉6-1-10
市民プール	 (25mプール) 開館時間：9時00分～21時00分 施設概要：25mプール・幼児用プール・ジェットバス 住所：広沢1-5-54

施設名	詳細
運動場	 (野球場兼運動場) 開場時間：9時00分～21時00分（但し運動場は17時00分まで） 施設概要：野球場兼運動場、庭球場（全天候型オムニコート）4面、会議室 住所：南2-2-2
荒川河川敷運動公園	開場時間：8時00分～18時00分（但し11月～3月は16時00分まで） 施設概要：野球場2面 住所：大字下新倉
外環花の木 ゲートボール場	開場時間：9時00分～17時00分 施設概要：ゲートボール場1面 住所：新倉2-3450
中央公民館	開館時間：9時00分～21時30分 施設概要：体育室 住所：中央1-7-27
坂下公民館	開館時間：9時00分～21時30分 施設概要：講堂兼体育室 住所：新倉3-4-18
南公民館	開館時間：9時00分～21時30分 施設概要：体育室兼講堂 住所：南2-3-1
勤労福祉センター （アクシス）	開館時間：10時00分～21時00分 施設概要：アリーナ、会議室、和室 住所：新倉7-10-7
司法研修所	開場時間：9時00分～17時00分（但し10月～3月は15時00分まで） 開放日：【庭球場】毎週土・日・祝日、【グラウンド】毎週日曜日 施設概要：庭球場（砂入り人工芝）2面、グラウンド1面 住所：南2-3-8

施設名	詳細
裁判所職員総合 研修所	開場時間：10時00分～16時00分 開放日：【庭球場】毎週土・日曜日、【グラウンド】毎週日曜日 施設概要：庭球場（砂入り人工芝）1面、グラウンド1面 住所：南2-3-5
税務大学校	開場時間：9時00分～17時00分（但し10月～3月は15時00分まで） 開放日：毎週日曜日 施設概要：庭球場（砂入り人工芝）2面、グラウンド1面 住所：南2-3-7

（2）市内小中学校開放施設

	学 校 名	開放施設	住 所
小学校 校庭開放時間 土日祝 9:00～18:00 広沢小校庭 平日 19:00～21:00 土日祝 9:00～21:00 体育館開放時間 平日 18:00～21:30 土日祝 9:00～21:30	白子小学校	校庭・体育館	白子3-2-10
	新倉小学校	校庭・体育館	新倉2-2-39
	第三小学校	校庭・体育館	中央1-1-4
	第四小学校	校庭・体育館	諏訪3-20
	第五小学校	校庭・体育館	南1-5-10
	広沢小学校	校庭・体育館・卓球場	広沢1-5
	北原小学校	校庭・体育館	新倉1-5-27
	本町小学校	校庭・体育館	本町31-17
	下新倉小学校	校庭・体育館	下新倉5-21-1
中学校 開放時間 全日 19:00～21:30	大和中学校	体育館・卓球場・格技場	丸山台2-8-8
	第二中学校	体育館・卓球場	広沢1-4
	第三中学校	体育館・卓球場	南2-2-1

(3) 市内公園一覧（広場、健康遊具がある公園）

施設名	住所	備考
柿ノ木坂児童公園	新倉 1-35・36	広場・腹筋ベンチ
赤池児童公園	新倉 2-17	広場
よつば公園	新倉 4-6	背伸ばしベンチ・懸垂・踏板ストレッチ・坐位体前屈測定・バランス円盤・足の運動
みつば公園	新倉 5-8	広場・アップライトバイク・ブルウエイト＋プッシュアップ・クロスカントリー＋ステップサイクル・レッグプレス＋スウィングウエスト・ボルダリングウォール
ふたば公園	新倉 5-9	足つぼ
松ノ木島公園	新倉 7-10	広場・腹筋ベンチ・あんばベンチ
やとじま公園	下新倉 2-7	背伸ばしベンチ・ストレッチベンチ
まました橋広場	下新倉 2-34	広場・背伸ばしベンチ・腹筋ベンチ
天神ヶ谷戸公園	下新倉 4-1	広場
宮ノ台児童遊園地	下新倉 4-11	広場
広沢原児童公園	広沢 1	広場
県営和光樹林公園	広沢 3	広場・健康遊具
緑の公園	丸山台 2-23	広場・前屈台・ジャンピングボール・パラレルハンガー・背伸ばしベンチ・腹筋ベンチ
ワンパク公園	丸山台 3-2	広場
越後山中央公園	南 1-16	のびのびベンチ・ぶらぶらベンチ・ツイストボード
二軒新田児童遊園地	南 1-28	広場
和光スポーツアイランド	新倉 6-1-10	広場・背伸ばしベンチ・腹筋ベンチ・あんばベンチ



和光市
スポーツ
推進計画

和光市 教育委員会事務局 スポーツ青少年課

和光市広沢1 - 5

TEL : 048-424-9117

mail : c0400@city.wako.lg.jp